## 17 通所リハビリテーション事業

| Q&A トップ | 印刷ページ

基 準 種 別	項目	質問	回答	QA発出時期 文書番号等	番号
H 27	支援加算	ける、「(i)当該事業所における評価対象期間の利用者ごとの利用者延月数の合計」は、具体的にはどのように算出するか。	加に資する取組に移行する等を指標として、質の高いリハビリテーションを提供する事業所を評価するものである。そのため、「社会参加への移行状況」と「サービスの利用の回転」を勘案することとしている。このうち、「サービスの利用の回転」の算定方法は下記のとおりであり、平均利用月数が48月以内であることを要件している。	<u>介護報酬改</u> 定に関するQ &A(Vol.6) 介護保険最 新情報 Vol.525	
			12 月/平均利用月数≥25% この平均利用月数を算出する際に用いる、「(i) 当該事業所における評価対象期間の利用者ごとの利用者延月数の合計」とは、評価対象期間に当該事業所を利用した者の、評価対象期間におけるサービス利用の延月数(評価対象期間の利用者延月数)を合計するものである。なお、評価対象期間以外におけるサービスの利用は含まない。 (評価対象期間の利用者ごとの利用者延月数のイメージ)	V 01.323	

H 27	社会参加支援加算	社会参加支援加算について、平均利用月 数を計算する上での利用者延月数は、評価対象期間に当該事業所を利用している利用者ごとに、これまでのサービスを利用した延べ月数を合計すれば良いのか。	評価対象期間 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 6月 10月 11月 12月 12月 12月 12月 12月 12月 12月 12月 12	平介定 マ介定 マ介定 マクラ マクラ マクラ マクラ マクラ マクラ マクラ マクラ	なし
H 27	ーションマ	別々に通所リハビリテーションを提供している場合、各々の事業者がリハビリテー	業所で利用者が必要とする理学療法、作業療法、言語聴覚療 法のすべてを提供できない場合、複数の事業所で提供すること	<u>〒版 27 年</u> 度介護報酬 改定に関する	

	1			1	
	ネジメント	ションマネジメント加算の算定要件を満た	が考えられる。例えば、脳血管疾患発症後であって、失語症を	Q&A(Vol.4).	
	加算	していれば、リハビリテーションマネジメン	認める利用者に対し、1つの事業所がリハビリテーションを提供	<u>(平成 27 年</u>	
		ト加算を各々算定できるか。	することとなったが、この事業所には言語聴覚士が配置されて	7月 31 日)	
			いないため、失語に対するリハビリテーションは別の事業所で		
			提供されるというケースが考えられる。		
			この場合、例えば、リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)で		
			あれば、リハビリテーション会議を通じて、提供可能なサービス		
			が異なる複数の事業所を利用することを話し合った上で、通所		
			リハビリテーション計画を作成し、その内容について利用者の		
			同意を得る等、必要な算定要件を各々の事業者が満たしてい		
			れば、リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)の算定は可能で		
			ある。		
Н	生活行為	短期集中個別リハビリテーション実施加	減算については、生活行為向上リハビリテーション実施加算を	平成 27 年	2
27	向上リハビ	算又は認知症短期集中リハビリテーショ	取得した月数と同月分の期間だけ実施されるものであり、本問	度介護報酬	
21	リテーショ	ン実施加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)を3月間取	の事例であれば3月間となる。	改定に関する	
	ン実施加	得した後に、生活行為向上リハビリテーシ		Q&A(Vol.4).	
	算	ョン実施加算口を3月間実施した場合であ		(平成 27 年	
		って、その後、同一の利用者に対して、通		7月 31 日)	
		所リハビリテーションの提供を行う場合、			
		減算期間は何月になるのか。			
Н	生活行為	生活行為向上リハビリテーション実施加	生活行為向上リハビリテーション実施加算は、加齢や廃用症候	平成 27 年	3
27	向上リハビ	算を取得し、その後、同一の利用者に対	群等により生活機能の1つである活動をするための機能が低	度介護報酬	
21	リテーショ	して、通所リハビリテーションの提供を行	下した利用者に対して、当該機能を回復させ、生活行為の内容	改定に関する	
	ン実施加	い、減算が実施されている期間中であっ	の充実を図るための目標と当該目標を踏まえた6月間のリハビ	Q&A(Vol.4).	
	算	たが、当該利用者の病状が悪化し入院す	リテーションの実施内容をリハビリテーション実施計画にあらか	(平成 27 年	
		ることとなった場合であって、病院を退院	じめ定めた上で、計画的にリハビリテーションを提供することを	7月 31 日)	
		後に再度同一事業所において、通所リハ	評価したものである。		
		ビリテーションを利用することとなった場	当該加算に関係する減算については、6月間のリハビリテーシ		
		合、減算はどのように取り扱われるのか。	ョンの実施内容を当該実施計画にあらかじめ定めたものの、そ		
		また、減算期間が終了する前に、生活行	の後、同一利用者に対して、通所リハビリテーションを利用する		
		為向上リハビリテーション実施加算を再度	こととなった場合、当該加算を取得した月数と同月分の期間だ		
		取得することはできるのか。			
	-				

H リハビリテ リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ) 取得できる。 <u>平成 27 年度</u> 1	H 27	社会参加支援加算	社会参加支援加算の算定では、訪問・通 所リハビリテーションの提供が終了し、そ の終了日から起算して14日以降44日以内に、社会参加等が3ヶ月以上続く見 込みであることを確認する必要がある。そ の際、事前に電話等で詳細に状況を確 した時点で、社会参加等が3ヶ月以上居を く見込みであったが、その後、実際にと く見込みであったが、その後、実際にと を訪問した際には、リハビリテーションと を訪問した際には、リハビリテーションと が3ヶ月以上続く見 みではなくなっていた場合、どのような取 扱いになるのか。	け実施されるものである。例えば、5月間取得した場合は、5月分の期間だけ減算される。したがって、当該利用者の病状が悪化し入院することとなった場合は、あくまでも減算が中断されたものであり、病院を退院後に再度同一事業所において、通所リハビリテーションを利用することとなれば、必要な期間の減算が再開されることとなる。 [例]  また、生活行為向上リハビリテーション実施加算と、それに関連する減算については、一体的に運用がされているものであることから、当該加算は減算の終了後に再取得が可能となる。事前の確認で社会参加等が3ヵ月続く見込みであったとしても、実際の訪問の時点で当該者の体調が急激に悪化しており、社会参加等が3ヶ月以上続く見込みを確認できないった場合、社会参加等が3ヶ月以上続く見込みを確認できないものとして扱うこと。	平成 27 年 度介護報酬 改定に関する Q&A(Vol.4). (平成 27 年 7月 31 日)	4
2/ って、初めて通所リハビリテーション計画 ション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を 定に関する Q	H 27		リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ) については、当該加算を取得するに当た	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)は、「通所リハビリテー	介護報酬改	1

	ネジメント 加算	を作成して同意を得た日の属する月から 取得することとされているが、通所リハビ リテーションの提供がない場合でも、当該 月当該計画の説明と同意のみを得れば 取得できるのか。	得た日の属する月」から取得することとしているため、通所リハビリテーションの提供がなくても、通所リハビリテーションの提開始月の前月に同意を得た場合は、当該月より取得が可能である。なお、リハビリテションマネジメント加算(I)については、通所リハビリテーションの利用開始月以降に、当該加算におけるリハビリテーションマネジメントが実施されるものであるため通所リハビリテーションの提供と合わせて取得されるものである。	<u>&amp;</u> A(Vol.3) (平成 27 年6 月1日	
H 27	リハビリテ ーションマ ネジメント 加算	リハビリテーションマネジメント加算(II) (1)を取得中、取得開始から6月間を経過する前に、リハビリテーションマネジメント加算(I)に変更して取得してもよいか。	リハビリテーションマネジメント加算(I)に変更して取得しても 差し支え無い。	平成 27 年度 介護報酬改 定に関する Q & A (Vol. 3) (平成 27 年6 月1日	2
H 27	リハビリテ ーションマ ネジメント 加算	リハビリテーションマネジメント加算(II) (1)を取得中にリハビリテーションマネジメント加算(I)に変更して取得した場合であっても、その後、利用者の状態に応じてリハビリテーションマネジメント加算(II)を再度取得する必要が生じた際には、リハビリテーションマネジメント加算(II)(1)から取得することができるのか。	リハビリテーションマネジメント加算(II)(1)からリハビリテーションマネジメン加算(I)に変更して取得後、利用者の同意を得た日の属する月から6月間を超えてハビリテーションマネジメント加算(II)(2)を取得することとなる。ただし、リハビリテーション会議を開催し、利用者の急性増悪等により、当該会議を月に1回以上開催し、利用者の状態の変化に応じ、当該計画を見直していく必要性が高いことを利用者若しくは家族並びに構成員が合意した場合、リハビリテーションマネジメント加算(II)(1)を再度6月間取得することができる。その際には、改めて居宅を訪問し利用者の状態や生活環境についての情報収集(Survey)すること。	平成 27 年度 介護報酬改 定に関する Q & A (Vol. 3) (平成 27 年6 月1日	3
H 27	リハビリテ ーションマ ネジメント 加算	リハビリテーションマネジメント加算(II) (1)を取得中で、取得開始から6月間を超えていない場合であっても、リハビリテーションマネジメント加算(II)(2)に変更して取得することは可能か。例えば、月1回のリハビリテーション会議の開催によりリハビリテーションマネジメン	リハビリテーションマネジメント加算(II)は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの多職種が協働し通所リハビリテーション計画の作成を通じたリハビリーションの支援方針やその方法の共有、利用者又はその家族に対する生活の予後や通所リハビリテーション計画等についての医師による説明、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による居宅での生活の指導を行うことで、心身機能、活動、参加にバランスよくアプロ	平成 27 年度 介護報酬改 定に関する Q & A (Vol. 3) (平成 27 年6 月1日	4

		ト加算(II)(1)を取得し2月間が経過した時点で、月1回のリハビリテーション会議の開催が不要と通所リハビリテーション計画を作成した医師が判断した場合、3月目から3月に1回のリハビリテーション会議の開催によるリハビリテーションマネジ	ーチするリハビリテーションを管理することを評価するものである。リハビリテーションマネジメント加算(II)(1)については、利用者の状態が不安定となりやすい時期において、集中的に一定期間(6月間)に渡ってリハビリテーション管理を行うことを評価するものである。 したがって、リハビリテーションマネジメント加算(II)(1)を6月間		
		メント加算(II)(2)に変更して取得すること はできないのか。	取得した後にリハビリテーションマネジメント加算(II)(2)を取得すること。		
H 27	生活行為 向上リハビ リテーショ ン	生活行為向上リハビリテーション実施加算の取得に当たっては、利用者の居宅を訪問し、当該利用者の居宅における応用的動作能力や社会適応能力について評価を行い、その結果を当該利用者とその家族に伝達することとなっているが、そのための時間については、通所リハビリテーションの提供時間に含めるということで良いか。	通所リハビリテーションで向上した生活行為について、利用者が日常の生活で継続できるようになるためには、実際生活の場面での適応能力の評価をすることが重要である。したがって、利用者の居宅を訪問し、当該利用者の居宅おける応用的動作能力や社会適応能力について評価を行い、その結果を利用者とその家族に伝達するための時間については、通所リハビリテーションの提供時間に含めて差支えない。	平成 27 年度 介護報酬改 定に関する Q & A (Vol. 3) (平成 27 年6 月1日	5
H 27	リハビリテ ーション会 議	地域ケア会議とリハビリテーション会議が 同時期に開催される場合であって、地域 ケア会議の検討内容の1つが、通所リハ ビリテーションの利用者に関する今後のリ ハビリテーションの提供内容についての 事項で、当該会議の出席者が当該利用 者のリハビリテーション会議の構成員と同 様であり、リハビリテーションに関する専 門的な見地から利用者の状況等に関する 情報を構成員と共有した場合、リハビリテーション会議を開催したものと考えてよい のか。	貴見のとおりである。	平成 27 年度 介護報酬改 定に関する Q &A Vol.2 平 成 27 年 4 月 30 日	6
H 27	リハビリテ ーションマ	サービス提供を実施する事業者が異なる 訪問リハビリテーションと通所リハビリテ ーションの利用者がおり、それぞれの事	居宅サービス計画に事業者の異なる訪問リハビリテーションと 通所リハビリテーションの利用が位置づけられている場合であって、それぞれの事業者が主体となって、リハビリテーションに	平成 27 年度 <u>介護報酬改</u> 定に関する Q	7

	ネジメント 加算	業所がリハビリテーションマネジメント加算(II)を取得している場合、リハビリテーション会議を通じてリハビリテーション計画を作成する必要があるが、当該リハビリテーション会議を合同で開催することは可能か。	関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、リハビリテーション計画を作成等するのであれば、リハビリテーション会議を合同で会議を実施しても差し支えない。	<u>&amp;A Vol.2 平</u> 成 27 年 4 月 30 日	
H 27	リハビリテ ーションマ ネジメント 加算	「リハビリテーションマネジメント加算等に関する基本的な考え方並びにリハビリテーション計画書等の事務処理手順及び様式例の提示について」に示されたリハビリテーション計画書の様式について、所定の様式を活用しないとリハビリテーションマネジメント加算や社会参加支援加算等を算定することができないのか。	様式は標準例をお示ししたものであり、同様の項目が記載されたものであれば、各事業 所で活用されているもので差し支えない。	平成 27 年度 介護報酬改 定に関する Q &A Vol.2 平 成 27 年 4 月 30 日	8
H 27	リハビリテ ーションマ ネジメント 加算	リハビリテーションマネジメント加算(I) の算定要件に、「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること」があるが、その他の指定居宅サービスを利用していない場合や福祉用具貸与のみを利用している場合はどのような取扱いとなるのか。	リハビリテーション以外にその他の指定居宅サービスを利用していない場合は、該当する他のサービスが存在しないため情報伝達の必要性は生じない。また、福祉用具貸与のみを利用している場合であっても、本算定要件を満たす必要がある。	平成 27 年度 介護報酬改 定に関する Q &A Vol.2 平 成 27 年 4 月 30 日	9
H 27	リハビリテ ーションマ ネジメント 加算	リハビリテーションマネジメント加算(II) の算定要件にあるリハビリテーション会議 の開催頻度を満たすことができなかった 場合、当該加算は取得できないのか。	リハビリテーションマネジメント加算(II)の取得に当たっては、 算定要件となっているリハビリテーション会議の開催回数を満 たす必要がある。なお、リハビリテーション会議は開催したもの の、構成員のうち欠席者がいた場合には、当該会議終了後、速 やかに欠席者と情報共有すること。	平成 27 年度 介護報酬改 定に関する Q &A Vol.2 平 成 27 年 4 月 30 日	10

H 27	リハビリテ ーションマ ネジメント 加算	リハビリテーションマネジメント加算(II) の算定要件にある「医師が利用者またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること」について、当該医師はリハビリテーション計画を作成した医師か、計画的な医学的管理を行っている医師のどちらなのか。	リハビリテーション計画を作成した医師である。	<u>平成 27 年度</u> <u>介護報酬改</u> 定に関する Q &A Vol.2 平 成 27 年 4 月 30 日	11
H 27	リハビリテ ーションマ ネジメント 加算	リハビリテーションマネジメント加算(I)とリハビリテーションマネジメント加算(I)については、同時に取得することはできないが、月によって加算の算定要件の可否で加算を選択することは可能か。	リハビリテーションマネジメント加算(I)とリハビリテーションマネジメント加算(I)については、同時に取得することはできないものの、いずれかの加算を選択し算定することは可能である。ただし、リハビリテーションマネジメント加算については、リハビリテーションの質の向上を図るため、SPDCA サイクルの構築を通じて、継続的にリハビリテーションの質の管理を行うものであることから、リハビリテーションマネジメント加算(I)が算定できる通所リハビリテーション計画を作成した場合は、継続的にリハビリテーションマネジメント加算(I)が算定できる通所リハビリテーションコンマネジメント加算(I)が算定できる通所リハビリテーションマネジメント加算(I)が算定できる通所リハビリテーションマネジメント加算(I)を、それぞれ取得することが望ましい。	平成 27 年度 介護報酬改 定に関する Q &A Vol.2 平 成 27 年 4 月 30 日	12
H 27	社会参加 支援加算	社会参加支援加算で通所リハビリテーショョンから通所介護、訪問リハビリテーションから通所リハビリテーション等に移行後、一定期間後元のサービスに戻った場合、再び算定対象とすることができるのか。	社会参加支援加算については、通所リハビリテーションの提供を終了した日から起算して14 日以降44 日以内に通所リハビリテーション従業者が通所リハビリテーション終了者に対して、居宅訪問等により、社会参加に資する取組が居宅訪問等をした日から起算して、3月以上継続する見込みであることを確認することとしている。なお、3月以上経過した場合で、リハビリテーションが必要であると医師が判断した時は、新規利用者とすることができる。	平成 27 年度 介護報酬改 定に関する Q &A Vol.2 平 成 27 年 4 月 30 日	13
H 27	生活行為 向上リハビ リテーショ	短期集中個別リハビリテーション実施加算と認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I)・(I)を3ケ月実施した後に、利用者の同意を得て、生活行為の内容の	可能である。ただし、生活行為向上リハビリテーションの提供を終了後、同一の利用者に対して、引き続き通所リハビリテーションを提供することは差し支えないが、6月以内の期間に限り、減	平成 27 年度 <u>介護報酬改</u> 定に関する Q &A Vol.2 平	14

	<b>&gt; .□ +/-</b> +□	ウレナロ挿しまけいざけー きょく ほど	<u> </u>	rt 07 /= 4 □	
	ン実施加	向上を目標としたリハビリテーションが必	算されることを説明した上で、通所リハビリテーション計画の同	成 27 年 4 月	
	算	要であると判断された場合、生活行為向	意を得るよう配慮すること。	30 日	
		上リハビリテーション加算の口に移行する			
		ことができるのか。			
Н		平成 19 年 4 月から、医療保険から介護	貴見のとおり。	平成 27 年度	15
27		保険におけるリハビリテーションに移行し	通所リハビリテーションにおいて、リハビリテーションマネジメン	<u>介護報酬改</u>	
21		た日以降は、同一の疾患等に係る医療保	ト加算(Ⅰ)、リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)や短期集	定に関するQ	
		険における疾患別リハビリテーション料は	中個別リハビリテーション実施加算を算定していない場合及び	&A Vol.2 平	
		算定できないこととされており、また、同一	介護予防通所リハビリテーションにおいて、運動機能向上加算	成 27 年 4 月	
		の疾患等について介護保険におけるリハ	を算定していない場合であっても、介護保険におけるリハビリテ	30 日	
		ビリテーションを行った月は、医療保険に	ーションを受けているものであり、同様に取り扱うものである。		
		おける疾患別リハビリテーション医学管理	※(保険局医療課)疑義解釈資料の送付について(平成 19 年		
		料は算定できないこととされている。この	6月1日)問1を一部修正し		
		介護保険におけるリハビリテーションに	te.		
		は、通所リハビリテーション及び介護予防	/-。   ※平成 18 年度改定関係 Q&A (vol.3)(平成 18 年 4 月 21		
		通所リハビリテーションが含まれている	日)問3は削除する。		
		が、			
		^ · ·     ①通所リハビリテーションにおいて、「リハ			
		ビリテーションマネジメント加算( I )」、「リ			
		ハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)」や			
		「短期集中個別リハビリテーション実施			
		加算」、			
		②介護予防通所リハビリテーションにおい			
		て、利用者の運動器機能向上に係る個別			
		の計画の作成、サービス実施、評価等を			
		評価する「運動器機能向上加算」を算定し			
		ていない場合であっても、同様に取り扱う			
		のか。			
Н	リハビリテ	リハビリテーションマネジメント加算(I)	通所リハビリテーション計画の作成や利用者の心身の伏況の	平成 27 年度	16
	一ションマ	又はリハビリテーションマネジメント加算	把握等については、多職種協働で行われる必要があるもの	介護報酬改	
27	ネジメント	(Ⅱ)は、多職種協働にて行うリハビリテー	の、診療の補助行為としての(医行為に該当する)リハビリテー	定に関するQ	
	加算	ションのプロセスを評価する加算とされて		&A Vol.2 平	
			1		

	ī	T	T		
		いるが、PT、OT 等のリハビリテーション	ションの実施は、PT、OT等のリハビリテーション関係職種が行	成 27 年 4 月	
		関係職種以外の者(介護職員等)が直接	わなければならない。	30 日	
		リハビリテーションを行っても良いか。	※平成 18 年度改定関係 Q&A (Vol.3)(平成 18 年 4 月 21		
			日)問6を一部修正した		
			※平成 18 年度改定関係 Q&A (vol.1)(平成 18 年 3 月 22		
			日)問 55、問 56 は削除する。		
			※平成 18 年介護報酬改定に関する Q & A(vol.3)(平成 18 年		
			4 月 21 日)問7は削除する。		
			※平成 21 年度改定関係 Q&A(通所リハビリテーションにおけ		
			るリハビリテーションマネジ		
			メント加算及び個別リハビリテーション実施関係)問3は削除す		
			る。		
			※平成 21 年度改定関係 Q&A(vol.2)(平成 21 年 4 月 17		
			日) 問 25 は削除する。		
Н	短期集中	短期集中個別リハビリテーション実施加	短期集中個別リハビリテーション実施加算の算定に当たって	平成 27 年度	17
		算の算定に当たって、①本人の自己都	は、正当な理由なく、算定要件に適合しない場合には、算定は	介護報酬改	
27	リテーショ	合、②体調不良等のやむを得ない理由に	認められない。算定要件に適合しない場合であっても、	定に関するQ	
	ン	より、定められた実施回数、時間等の算	①やむを得ない理由によるもの(利用者の体調悪化等)、②総	&A Vol.2 平	
		定要件に適合しなかった場合はどのよう	合的なアセスメントの結果、必ずしも当該目安を超えていない	成 27 年 4 月	
		に取り扱うか。	場合であっても、それが適切なマネジメントに基づくもので、利	30 日	
			用者の同意を得ているもの(一時的な意欲減退に伴う回数調	<u> </u>	
			整等)であれば、リハビリテーションを行った実施日の算定は認		
			められる。なお、その場合は通所リハビリテーション計画の備考		
			欄等に、当該理由等を記載する必要がある。		
			※平成 18 年度改定関係 Q&A(Vol.3)(平成 18 年 4 月 21		
			日)問9を一部修正した		
			※平成 18 年介護報酬改定に関する Q & A(vol.3)(平成 18 年		
			4 月 21 日) 問 10、問 11 は削除する。		
			※平成 18 年改定関係 Q&A(vol.4)(平成 18 年5月2日)問3		
			公平域 10 平域 足関係 は は八〇二十八 平域 10 平 5 万 2 日 7 同 6 一 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1		
			※平成 21 年度改定関係 Q&A(vol.2)(平成 21 年 4 月 17		
			大十成 21 年度改定関係 はは人(*01.2八十成 21 年 4 万 17   日) 問 23、問 27 は削除する。		
			日 / 日 20、日 21 16日15京 3 20。		

	-	_			
H 27	認知症短 期集中リハ ビリテーシ	認知症短期集中リハビリテーション実施 加算(Ⅰ)又は認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)の要件である「認	認知症に対するリハビリテーションに関する知識・技術を習得することを目的とし、認知症の診断、治療及び認知症に対する リハビリテーションの効果的な実践方法に関する一貫したプロ	平成 27 年度 <u>介護報酬改</u> 定に関する Q	18
	ョン	知症に対するリハビリテーションに関わる 専門的な研修を修了した医師」の研修と	グラムを含む研修である必要がある。例えば、全国老人保健施設協会が主催する「認知症短期集中リハビリテーション研修」、	<u>&amp;A Vol.2 平</u> 成 27 年 4 月	
		守口的な断修を修了した区間]の断修と   は具体的に何か。	ひ励会が生催する「認知症は効果中リハビリアーション前修」、   日本慢性期医療協会、日本リハビリテーション病院・施設協会	30 日	
		10.22(1) 231.37. 0	及び全国老人デイ・ケア連絡協議会が主催する「認知症短期	<u> </u>	
			集中リハビリテーション医師研修会」が該当すると考えている。		
			また、認知症診療に習熟し、かかりつけ医への助言、連携の推		
			進等、地域の認知症医療体制構築を担う医師の養成を目的と		
			して、都道府県等が実施する「認知症サポート医養成研修」修		
			了者も本加算の要件を満たすものと考えている。		
			※平成 21 年度改定関係 Q&A(vol.1)(平成 21 年 3 月 23		
	,		日)問 10 を一部修正した。		
H		認知症短期集中リハビリテーション実施	集中的なリハビリテーションの提供を目的とした加算であること	平成 27 年度	19
27	期集中リハ		から、1週に2日実施する計画を作成することが必要である。た	<u>介護報酬改</u>	
	トリナーシ	準」とあるが、1週2日の計画が作成さ	だし、当初、週に2日の計画は作成したにも関わらず、①やむを		
	ョン実施加	れている場合で、やむを得ない理由があ	得ない理由によるもの(利用者の体調変化で週1日しか実施で	&A Vol.2 平	
	算	る時は、週1日でも算定可能か。	きない場合等) や、②自然災害・感染症の発生等により、事業	成 27 年 4 月	
			所が一時的に休養するため、当初予定していたサービスの提   供ができなくなった場合であれば、算定できる。	30 日	
			供ができなくなうに場合であれば、昇足できる。   ※平成 21 年度改定関係 Q&A(vol.2) (平成 21 年 4 月 17		
			日)問 20 を一部修正した。		
Н	認知症短	│ │認知症短期集中リハビリテーション実施	算定できない。ただし、算定要件を満たす医師については必ず	平成 27 年度	20
	期焦点リハ		しも常勤である必要はない。	介護報酬改	
27	ビリテーシ	ーション実施加算(II)について、通所リ	※平成 21 年度改定関係 Q&A(vol.2)(平成 21 年 4 月 17	定に関するQ	
	ョン実施加	ハビリテーション事業所に算定要件を満	日)問 21 を一部修正した。	&A Vol.2 平	
	算	たす医師がおらず、算定要件を満たす外	※平成 21 年介護報酬改定に関する Q & A(vol.1)(平成 21 年	成 27 年 4 月	
		部の医師が情報提供を行った場合、算定	3 月 23 日)通所リハビリテーションの問 106 は削除する。	30 日	
		は可能か。			

		T			
Н	、リハビリ	新規利用者について通所リハビリテーショ	通所リハビリテーションの利用初日の 1 月前から利用前日に	<u>平成 27 年度</u>	21
27	テーション	ンの利用開始日前に利用者の居宅を訪	利用者の居宅を訪問した場合であって、訪問日から利用開始	<u>介護報酬改</u>	
21	マネジメン	問した場合は、リハビリテーションマネジメ	日までの間に利用者の状態と居宅の状況に変化がなければ、	定に関する Q	
	ト加算	ント加算(I)の算定要件を満たすのか。	リハビリテーションマネジメント加算( I )の算定要件である利用	&A Vol.2 平	
			者の居宅への訪問を行ったこととしてよい。	成 27 年 4 月	
			※平成 24 年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成 24	30 日	
			年3月16日)問74を一部修正した。		
			※平成 24 年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成 24		
			年3月16日)問75、77、80~84は削除する。		
Н	リハビリテ	全ての新規利用者について利用者の居	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)は利用者ごとに算定す	平成 27 年度	22
	ーションマ	宅を訪問していないとリハビリテーション	る加算であるため、通所開始日から起算して1 月以内に居宅	介護報酬改	
27	ネジメント	マネジメント加算(I)は算定できないの	を訪問した利用者について算定可能である。	定に関する Q	
	加算	か。	※平成 24 年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成 24	&A Vol.2 平	
			年3月16日)問78を一部修正した。	成 27 年 4 月	
				30 日	
Н	リハビリテ	通所リハビリテーションの利用開始後、1	算定できない。ただし、通所開始日から起算して 1 月以内に利	平成 27 年度	23
27	ーションマ	月以内に居宅を訪問しなかった利用者に	用者の居宅への訪問を予定していたが、利用者の体調不良な	介護報酬改	
21	ネジメント	ついては、以後、リハビリテーションマネジ	どのやむを得ない事情により居宅を訪問できなかった	定に関するQ	
	加算	メント加算( I )は算定できないのか。	場合については、通所開始日から起算して1 月以降であって	&A Vol.2 平	
			も、体調不良等の改善後に速やかに利用者の居宅を訪問すれ	成 27 年 4 月	
			ば、リハビリテーションマネジメント加算( I )を算定できる。	30 日	
			※平成 24 年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成 24		
			年3月16日)問79を一部修正した。		
Н	同一建物	通所サービス事業所と同一建物に居住す	(1)及び(2)は、要支援状態区分に応じた送迎に係る減算の単位	平成 27 年度	24
27	に居住する	る利用者が、次に該当する場合は、基本	数を基本サービス費か減算する。	介護報酬改	
21	利用者	サービス費を日割りして算定することとな	(3)は、変更前の要支援状態区分に応じた送迎に係る単位数を	定に関するQ	
		るが、送迎に係る減算はどのように算定	減算する。	&A Vol.2 平	
		するのか。	ただし、(1)及び(2)において、減算によりマイナスが生じる場合	成 27 年 4 月	
		(1) 月途中で要支援から要介護(又は要	は、基本サービス費に各種加算減算を加えた1月当たりの各サ	30 日	
		介護から要支援)に変更した場合	一ビス種類の総単位数がゼロとなるまで減算する。		
		(2) 月途中で同一建物から転居し、事業	(例)要支援2の利用者が、介護予防通所介護を1 回利用した		
		所を変更した場合	後、		

		(3) 月途中で要支援状態区分が変更した 場合	(1)月の5日目に要介護1に変更した場合 (2)月の5日目に転居した場合 1日 2日 3日 4日 5日		
			通所利用 (1)要介護1に区分変更 (2)契約解除・転居		
			要支援2の基本サービス費×(5/30.4)日-(要支援2の送迎減算 752 単位)=△62単位⇒0単位とする。 ※平成 24 年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成 24年3月16日)問 132 を一部修正した。		
H 27	リハビリテ ーション会 議	リハビリテーション会議への参加は、誰でも良いのか。	利用者及びその家族を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者が構成員となって実施される必要がある。	平成 27 年度 介護報酬改 定に関する Q &A(平成 27 年4月1日)	81
H 27	リハビリテ ーション会 議	介護支援専門員が開催する「サービス担当者会議」に参加し、リハビリテーション会議同等の構成員の参加とリハビリテーション計画に関する検討が行われた場合は、リハビリテーション会議を開催したものと考えてよいのか。	サービス担当者会議からの一連の流れで、リハビリテーション会議と同様の構成員によって、ハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を共有した場合は、リハビリテーション会議を行ったとして差し支えない。	平成 27 年度 介護報酬改 定に関する Q &A(平成 27 年4月1日)	82
H 27	リハビリテ ーション会 議	リハビリテーション会議に欠席した構成員がいる場合、サービス担当者会議と同様 に照会という形をとるのか。	照会は不要だが、会議を欠席した居宅サービス等の担当者等には、速やかに情報の共有を図ることが必要である。	平成 27 年度 <u>介護報酬改</u> 定に関する Q &A(平成 27 年4月1日)	83

H 27	リハビリテ ーションマ ネジメント 加算	リハビリテーションマネジメント加算(II) の算定要件について、「リハビリテーション計画について、医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること」とあるが、当該説明等は利用者又は家族に対して、電話等による説明でもよいのか。	利用者又はその家族に対しては、原則面接により直接説明することが望ましいが、遠方に住む等のやむを得ない理由で直接説明できない場合は、電話等による説明でもよい。 ただし、利用者に対する同意については、書面等で直接行うこと。	平成 27 年度 介護報酬改 定に関する Q &A(平成 27 年4月1日)	84
H 27	リハビリテ ーションマ ネジメント 加算	リハビリテーションマネジメント加算(II) の算定要件について、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者の居宅を訪問し、その他指定居宅サービス従業者あるいは利用者の家族に対し指導や助言することとなっているが、その訪問頻度はどの程度か。	訪問頻度については、利用者の状態等に応じて、通所リハビリテーション計画に基づき適時適切に実施すること。	平成 27 年度 介護報酬改 定に関する Q &A(平成 27 年4月1日)	85
H 27	リハビリテ ーションマ ネジメント 加算	今般、訪問指導等加算がリハビリテーションマネジメント加算(II)に統合されたところ、従前、訪問指導等加算において、「当該訪問の時間は、通所リハビリテーション、病院、診療所及び介護老人保健施設の人員基準の算定に含めない」こととされていたが、訪問時間は人員基準の算定外となるのか。	訪問指導等加算と同様に、訪問時間は、通所リハビリテーション、病院、診療所及び介護老人保健施設の人員基準の算定に含めない。	平成 27 年度 介護報酬改 定に関する Q &A(平成 27 年4月1日)	86
H 27	リハビリテ ーションマ ネジメント 加算	ー事業所が、利用者によってリハビリテーションマネジメント加算(I)又は(II)を取得するということは可能か。	利用者の状態に応じて、一事業所の利用者ごとにリハビリテーションマネジメント加算(I)又は(II)を取得することは可能である。	平成 27 年度 介護報酬改 定に関する Q &A(平成 27 年4月1日)	87
H 27	リハビリテ ーションマ ネジメント 加算	訪問リハビリテーションでリハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)を算定する場合、リハビリテーション会議の実施場所はどこになるのか。	訪問リハビリテーションの場合は、指示を出した医師と居宅を 訪問し、居宅で実施する又は利用者が医療機関を受診した際 の診察の場面で実施することが考えられる。	平成 27 年度 介護報酬改 定に関する Q	88

				&A(平成 27	
H 27	社会参加 支援加算	社会参加支援加算について、既に訪問 (通所)リハビリテーションと通所介護を併 用している利用者が、訪問(通所)リハビ リテーションを終了し、通所介護はそのま ま継続となった場合、「終了した後通所事 業を実施した者」として取り扱うことができ る か。	貴見のとおりである。	年4月1日) 平成27年度 介護報酬改 定に関するQ &A(平成27 年4月1日)	89
H 27	社会参加 支援加算	社会参加支援加算は事業所の取り組ん だ内容を評価する加算であるが、同一事 業所において、当該加算を取得する利用 者と取得しない利用者がいることは可能 か。	同一事業所において、加算を取得する利用者と取得しない利 用者がいることはできない。	平成 27 年度 介護報酬改 定に関する Q &A(平成 27 年4月1日)	90
H 27	社会参加 支援加算	社会参加支援加算は、厚生労働大臣が 定める基準(平成 27 年厚生労働省告示 第 95 号)イ(2)に規定される要件は遡って 行うことができないことから、平成 27 年1 月から3月までについての経過措置がな ければ、平成 28 年度からの取得できな いのではないか。 また、平成 27 年度から算定可能である か。 それとも、イ(2)の実施は平成 27 年4月 からとし、平成 26 年1月から 12 月にお いて、イ(1)及び口の割合を満たしていれ ば、平成 27 年度から算定可能である か。	平成27 年度からの取得はできない。また、平成28 年度からの取得に当たって、その評価対象期間には、平成27 年1月から3 月については、算定対象者がいないものとし、同年4 月から12 月の状況をもって、翌年の3月15 日までに届出を行い、平成28 年度から取得する。	平成 27 年度 介護報酬改 定に関する Q &A(平成 27 年4月1日)	91

H 27	社会参加 支援加算	利用者が訪問リハビリテーションから通所 リハビリテーションへ移行して、通所リハ ビリテーション利用開始後 2 月で通所介 護に移行した場合、訪問リハビリテーショ ンの社会参加支援加算の算定要件を満 たしたこととなるか。	貴見のとおりである。	平成 27 年度 介護報酬改 定に関する Q &A(平成 27 年4月1日)	92
H 27	社会参加 支援加算	入浴等の ADL の自立を目的に、訪問リハビリテーションと訪問介護(看護)を併用していたが、ある程度入浴が1人でできるようになったため、訪問リハビリテーションを終了し、訪問介護の入浴の準備と見守りの支援だけでよいとなった場合、社会参加支援加算が算定できるのか。	訪問介護、訪問看護の利用の有無にかかわらず、社会参加等 に資する取組を実施していれば、社会参加支援加算の対象と なる。	平成 27 年度 介護報酬改 定に関する Q &A(平成 27 年4月1日)	93
H 27	人員の配置	医師の勤務時間の取扱いについて、併設の通所リハビリテーション事業所等のリハビリテーション会議に参加している時間や、リハビリテーションマネジメント加算(II)を取得している場合であって、医師が通所リハビリテーション計画等について本人又は家族に対する説明等に要する時間については、病院、診療所及び介護老人保健施設の医師の人員基準の算定外となるのか。	人員基準の算定に含めることとする。	平成 27 年度 介護報酬改 定に関する Q &A(平成 27 年4月1日)	94
H 27	人員の配 置	生活機能向上連携加算で通所リハビリテーションの専門職が利用者の居宅を訪問する際、サービス提供責任者が同行した場合とあるが、この際の通所リハビリテーションの専門職は通所リハビリテーションでの勤務時間、専従要件外となるのか。	通所リハビリテーションの理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が訪問した時間は、勤務時間に含まれるが、従業者の員数には含めない。	平成 27 年度 介護報酬改 定に関する Q &A(平成 27 年4月1日)	95

H 27	リハビリテ ーション計 画	通所リハビリテーション計画に、目的、内容、頻度等を記載することが要件であるが、利用者のサービス内容によっては、恒常的に屋外でのサービス提供時間が屋内でのサービス提供時間を上回ることがあってもよいか。	通所リハビリテーション計画に基づき、利用者のサービス内容によっては、必要に応じて屋外でのサービス提供時間が屋内でのサービス提供時間を上回ることがあると考えている。	平成 27 年度 介護報酬改 定に関する Q &A(平成 27 年4月1日)	96
H 27	リハビリテ ーション会	通所リハビリテーションの提供時間中にリハビリテーション会議を開催する場合、当該会議に要する時間は人員基準の算定に含めてよいか。また、リハビリテーション会議を事業所以外の場所で開催する場合も人員基準の算定に含めてよいか。	通所リハビリテーションの提供時間中に事業所内でリハビリテーション会議を開催する場合は、人員基準の算定に含めることができる。 リハビリテーション会議の実施場所が事業所外の場合は、提供時間帯を通じて専ら当該通所リハビリテーションの提供に当たる従業者が確保されている、又は、専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が1以上確保され、従業者以外の人員がリハビリテーション会議に参加する場合は含めなくてよい。	平成 27 年度 介護報酬改 定に関する Q &A(平成 27 年4月1日)	97
H 27	短期集中 個別リハビ リテーショ ン実施加 算	1月に算定できる上限回数はあるか。	短期集中個別リハビリテーション実施加算の上限回数は設定していない。	平成 27 年度 介護報酬改 定に関する Q &A(平成 27 年4月1日)	98
H 27	認知症短 期集中リハ ビリテーション実施加 算	認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)について、1月に4回以上のリハビリテーションの実施が求められているが、退院(所)日又は通所開始日が月途中の場合に、当該月に4回以上のリハビリテーションの実施ができなかった場合、当該月は算定できないという理解でよいか。	認知症短期集中リハビリテーション実施加算(II)は、認知症の利用者であって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の状態に応じて、個別又は集団によるリハビリテーションを1月に4回以上実施した場合に取得できることから、当該要件を満たさなかった月は取得できない。なお、本加算におけるリハビリテーションは、1月に8回以上実施することが望ましい。	平成 27 年度 介護報酬改 定に関する Q &A(平成 27 年4月1日)	99

H 27	認知症短 期集中リハ ビリテーション実施加 算	通所リハビリテーションの認知症短期集中リハビリテーション実施加算の起算日について、「通所開始日」とは 通所リハビリテーションの提供を開始した日と考えてよいか。	貴見のとおりである。	平成 27 年度 介護報酬改 定に関する Q &A(平成 27 年4月1日)	100
H 27	認知症短 期集中リハ ビリテーション実施加 算	認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I)を算定していたが、利用者宅に訪問して指導する又は集団での訓練の方が利用者の状態に合っていると判断した場合、認知症短期集中リハビリテーション実施加算(II)に移行することができるか。	退院(所)日又は通所開始日から起算して3月以内であれば、移行できる。ただし、認知症短期集中リハビリテーション(II)は月包括払いの報酬であるため、月単位での変更となることに留意されたい。	平成 27 年度 介護報酬改 定に関する Q &A(平成 27 年4月1日)	101
H 27	生活行為向上リハビリテーション実施加算	生活行為向上リハビリテーション実施加算の取得が可能となる期間中に、入院等のためにリハビリテーションの提供の中断があった後、再び同一事業所の利用を開始した場合、再利用日を起算点として、改めて6月間の算定実施は可能か。	生活行為向上リハビリテーション実施加算は、生活行為の内容の充実を図るための目標を設定し、当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等をリハビリテーション実施計画にあらかじめ定めて、利用者に対して、利用者の有する能力の向上を計画的に支援することを評価するものである。 入院等により、活動するための機能が低下し、医師が、生活行為の内容の充実を図るためのリハビリテーションの必要性を認めた場合に限り、入院前に利用していたサービス種別、事業所・施設にかかわらず、再度利用を開始した日から起算して新たに6月以内に限り算定できる。	平成 27 年度 介護報酬改 定に関する Q &A(平成 27 年4月1日)	102
H 27	生活行為 向上リハビ リテーショ ン実施加 算	生活行為向上リハビリテーション実施加 算に係る減算について対象事業所となる のは、当該加算を取得した事業所に限る と考えてよいか。	貴見のとおりである。	平成 27 年度 介護報酬改 定に関する Q &A(平成 27 年4月1日)	103

H 27	生活行為向上リハビリテーション実施加算	生活行為向上リハビリテーション実施加算の算定要件について「利用者数が理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものであること」とあるが、具体的には、人員基準を満たすか否かが判断基準となるのか。	人員基準を満たすか否かに関わらず、生活行為向上リハビリテーションを実施する上で、適切な人員配置をお願いするものである。	平成 27 年度 介護報酬改 定に関する Q &A(平成 27 年4月1日)	104
H 27	生活行為向上リテーション実施が関係を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	生活行為向上リハビリテーションの算定 要件について、「生活行為の内容の充実 を図るための専門的な知識若しくは経 験」、「生活行為の内容の充実を図るため の研修」とあるが、具体的にどのような知 識、経験、研修を指すのか。	生活行為の内容の充実を図るための専門的な知識や経験とは、例えば、日本作業療法士協会が実施する生活行為向上マネジメント研修を受講した際に得られる知識や経験が該当すると考えている。 生活行為の内容の充実を図るための研修とは、 ① 生活行為の考え方と見るべきポイント、 ② 生活行為に関するニーズの把握方法 ③ リハビリテーション実施計画の立案方法 ④ 計画立案の演習等のプログラムから構成され、生活行為向上リハビリテーションを実施する上で必要な講義や演習で構成されているものである。例えば、全国デイケア協会、全国老人保健施設協会、日本慢性期医療協会、日本リハビリテーション病院・施設協会が実施する「生活行為向上リハビリテーションに関する研修会」が該当すると考えている。	平成 27 年度 介護報酬改 定に関する Q &A(平成 27 年4月1日)	105
H 27	中重度者 ケア体制 加算	中重度者ケア体制加算において、通所リハビリテーションを行う時間帯を通じて、 看護職員を1以上確保していることとあるが、2名の専従看護職員が両名とも体調 不良等で欠勤し一日でも不在になった場合、利用者全員について算定できるか。	時間帯を通じて看護職員を1以上確保していることが必要である。	平成 27 年度 介護報酬改 定に関する Q &A(平成 27 年4月1日)	106

1 人員	人員基準 を満たさな い場合の 取り扱い	個別リハビリテーションに従事する時間の 取扱について	個別リハビリテーションは、通所リハビリテーションの単位ごとのサービスを構成する内容として通所リハビリテーション計画に位置付けられた上で提供されるべきものであり、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合には、当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の当該リハビリテーションの時間は通所リハビリテーションの人員基準の算定に含める。	15.5.30 事務連絡 介護報酬に 係る Q&A	21
1 人員	理学療法士等の配置基準	病院又は老人保健施設における通所リハビリテーションの従業者の員数について、理学療法士等の配置に関する規定が、「専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が百人又はその端数を増すごとに一以上確保されていること」とされたが、これは、通所リハビリテーションの中でも、リハビリテーションを提供する時間帯において、理学療法士等が利用者に対して100:1いれば良いということか。また、利用者の数が100を下回る場合は、1未満で良いのか。	そのとおりである。ただし、利用者の数が、提供時間帯において100を下回る場合であっても1以上を置かなければならない。	21.3.23 介護保険最 新情報 vol.69 平成 21 年 4 月改定関係 Q&A(vol.1)	54
3 運 営	複数の通 所介護事 業所の利 用	介護保険では、利用者が複数の通所介 護事業所を利用することは可能である か。	可能である(通所リハビリテーションも同様)。	12.4.28 事務 連絡 介護保険最 新情報 vol.71 <u>介護報酬等</u> に係る Q&A vol.2	I (1) (5)1

3 運営		通所介護(通所リハビリテーション)で、食材料費を徴収しないことがあるが、このような取扱いはよろしいか。	指定通所リハビリテーション事業者は、運営に関する基準において1割の利用者負担とは別に食材料費等の費用の支払いを受けることができると規定している。 従って、食費実費を取らないことをもって運営基準に違反することとはならないが、食材料費のように実際に相当の費用負担があるものについて、利用者からその実費相当の支払を受けず、その分を他の費用へ転嫁することによってサービスの質が低下するような事態であれば問題である。 なお、事業者が徴収する利用料については、事業者毎に定める運営規定に定め、掲示することとしているので、個々の利用者によって利用料を徴収したり、しな	12.4.28 事務 連絡 介護保険最 新情報 vol.71 介護報酬等 に係る Q&A vol.2	I (1) (5)7
3 運営 3 運営	におけるお むつの処 理代 食費関係	通所介護で、おむつを使用する利用者から、おむつの処理に要する費用(廃棄物処理費用)を日常生活に要する費用として徴収することは可能と解するが如何。 通所系のサービスで、利用者が「ご飯」を自宅から持参し、「おかず」のみを事業所が提供する場合、他の利用者と食費の価格を異ならせることは可能か。また、このような場合、運営規程においてはどのように規定すればよいか。	かったりすることは不適当である。     介護保険施設においては徴収できないが、通所介護では徴収は可能である。(※通所リハビリテーションについても同様)     可能である。その際には、入所者との契約事項を、運営規程の中でお示しいただければ足りるものである。	13.3.28 事務連絡 運営基準等 に係るQ&A 17.9.7 全国介 護保険監査 基準・監議資料 平成17年10 月改定関係 Q&A	IVの 3 92
3 運営		食費については、保険外負担となったこと から、デイサービスやショートステイに弁 当を持ってきてもよいのか。	デイサービスやショートステイに利用者が弁当を持参することは、差し支えない。	17.9.7 全国介 護保 · 監 基準 · 監議 料 平成 17 年 10 月 改定 関係 Q&A	93

3 運営	食費関係	弁当を持ってくる利用者は、デイサービス やショートステイの利用を断ることはでき るのか。	利用者が弁当を持ってくることにより介護サービスの提供を困難になるとは考えにくいことから、サービスの提供を拒否する正当な理由には当たらないと考えている。	17.9.7 全国介 護保険指定 基準·監査担 当者会議 料 平成 17 年 10 月改定関係 Q&A	94
3 運営	食費関係	突発的な事情により食事をとらない日が 発生した場合に、利用者負担を徴収して も差し支えないか。	食費は利用者との契約で定められるものであるが、あらかじめ 利用者から連絡があれば食事を作らないことは可能であり、また、利用者の責に帰さない事情によりやむを得ずキャンセルした場合に徴収するかどうかは、社会通念に照らして判断すべきものと考えている。	17.9.7 全国介 護保、監查担 当者会議 料 平成 17 年 10 月改定関係 Q&A	95
3運営	介護 通所リハビ リテーショ ン ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	介護予防通所系サービスの提供に当たり、利用者を午前と午後に分けてサービス提供を行うことは可能か。	御指摘のとおりである。介護予防通所系サービスに係る介護報酬は包括化されていることから、事業者が、個々の利用者の希望、心身の状態等を踏まえ、利用者に対してわかりやすく説明し、その同意が得られれば、提供回数、提供時間について自由に設定を行うことが可能である。	18.3.22 介護制度改 革 information vol.78 平成 18 年 4 月改定関係 Q&A(vol.1)	9
3 運営	介護予防 通所リハション サービスの提供方 法)	(介護予防通所)午前と午後に分けてサービス提供を行った場合に、例えば午前中にサービス提供を受けた利用者について、午後は引き続き同一の事業所にいてもらっても構わないか。その場合には、当該利用者を定員に含める必要があるのか。また、当該利用者が事業所に引き続	同一の事業所にいてもらっても構わないが、単にいるだけの利用者については、介護保険サービスを受けているわけではないので、サービス提供に支障のないよう配慮しなければならない。具体的には、サービスを実施する機能訓練室以外の場所(休憩室、ロビー等)に居ていただくことが考えられるが、機能訓練室内であっても面積に余裕のある場合(単にいるだけの方を含めても1人当たり3㎡以上が確保されている場合)であれば、サービス提供に支障のないような形で居ていただくことも考	18.3.22 介護制度改革 information vol.78 平成 18 年 4 月改定関係 Q &A(vol.1)	10

			きいられることについて負担を求めることは可能か。	えられる。いずれにしても、介護保険サービス外とはいえ、単にいるだけであることから、別途負担を求めることは不適切であると考えている。		
ĭ	3 重	介護・ 通所リハビ リテーショ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	介護予防通所系サービスを受けるに当たって、利用回数、利用時間の限度や標準利用回数は定められるのか。	地域包括支援センターが利用者の心身の状況、その置かれている環境、希望等を勘案して行う介護予防ケアマネジメントを踏まえ、事業者と利用者の契約により、適切な利用回数、利用時間の設定が行われるものと考えており、国において一律に上限や標準利用回数を定めることは考えていない。なお、現行の利用実態や介護予防に関する研究班マニュアル等を踏まえると、要支援1については週1回程度、要支援2については週2回程度の利用が想定されることも、一つの参考となるのではないかと考える。	18.3.22 介護制度改革 information vol.78 平成 18 年 4 月改定関係 Q &A(vol.1)	11
ĭ	3 軍営	介護・ 通所リハショ ン サービカ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	介護予防通所介護と介護予防通所リハビリテーションを、それぞれ週 1 回ずつ利用する等同時に利用することは可能か。	地域包括支援センターが、利用者のニーズを踏まえ、適切にマネジメントを行って、計画に位置づけることから、基本的には、介護予防通所介護と介護予防通所リハビリテーションのいずれか一方が選択されることとなり、両者が同時に提供されることは想定していない。	18.3.22 介護制度改革 information vol.78 平成 18 年 4 月改定関係 Q &A(vol.1)	12
ű	重	介護予防 通所介護・ 通所リハビ リテーショ ン (サービス	ある指定介護予防通所介護事業所において指定介護予防通所介護を受けている間は、それ以外の指定介護予防通所介護事業所が指定介護予防通所介護を行った場合に、介護予防通所介護費を算定しないとあるが、その趣旨如何。	介護予防通所介護においては、介護予防ケアマネジメントで設定された利用者の目標の達成を図る観点から、一の事業所において、一月を通じ、利用回数、提供時間、内容など、個々の利用者の状態や希望に応じた介護予防サービスを提供することを想定しており、介護報酬についてもこうした観点から包括化したところである。	18.3.22 介護制度改 革 information vol.78 平成 18 年 4 月改定関係 Q &A(vol.1)	13

	の提供方				
	法)				
3	介護予防	予防給付の通所系サービスと介護給付	通所系サービスは、ケアマネジメントにおいて、利用者一人一	18.3.22	14
運	通所介護・	の通所系サービスの提供に当たっては、	人の心身の状況やニーズ等を勘案して作成されるケアプランに	介護制度改	
	通所リハビ		基づき、いずれにしても個別的なサービス提供が念頭に置かれ		
営	リテーショ	けて行う必要があるのか。	ているものであり、したがって、予防給付の通所系サービスと介	vol.78	
	ン		護給付の通所系サービスの指定を併せて受ける場合について	平成 18 年 4	
	(サービス		も個別のニーズ等を考慮する必要がある。	月改定関係 Q	
	の提供方		具体的には、指定基準上、サービスが一体的に提供されてい	&A(vol.1)	
	法)		る場合には、指定基準上のサービス提供単位を分ける必要は		
			ないこととしているところであるが、両者のサービス内容を明確		
			化する観点から、サービス提供に当たっては、非効率とならな		
			い範囲で一定の区分を設ける必要があると考えており、具体的		
			には、以下のとおりの取扱いとする。		
			①日常生活上の支援(世話)等の共通サービス(入浴サービスを		
			含む。)については、サービス提供に当たり、物理的に分ける必		
			要はないこととする。		
			②選択的サービス(介護給付の通所系サービスについては、各		
			加算に係るサービス)については、要支援者と要介護者でサー		
			ビス内容がそもそも異なり、サービスの提供は、時間やグルー		
			プを区分して行うことが効果的・効率的と考えられることから、		
			原則として、物理的に区分してサービスを提供することとする。		
			ただし、例えば、口腔機能向上のための口・舌の体操など、内		
			容的に同様のサービスであって、かつ、当該体操の指導を要支		
			援者・要介護者に同時かつ一体的に行うこととしても、特段の		
			支障がないものについては、必ずしも物理的に区分する必要は		
			ないものとする。		
			③(③については、18.10.10 厚労省老人保健課TEL確認の上		
			修正)なお、介護予防通所介護におけるアクティビティについて		
			は、要支援者に対する場合と要介護者に対する場合とで内容		
			を区分する必要はあるが、必ずしも物理的に区分して提供しな		
			ければならないものではない。(必ずしも部屋を分ける等する必		

				悪けないが、共 - ビュカ家は思わるのできの辛吐をは反ハナ		
				要はないが、サービス内容は異なるのでその意味では区分す		
L				る。時間帯、場所まで区分することはない。		
	3	介護予防	これまで急なキャンセルの場合又は連絡	キャンセルがあった場合においても、介護報酬上は定額どおり	18.3.22	15
	運	通所介護•	がない不在の場合はキャンセル料を徴収	の算定がなされることを踏まえると、キャンセル料を設定するこ	介護制度改	
		通所リハビ	することができたが、月単位の介護報酬	とは想定しがたい。	革 information	
	営	リテーショ	となった後もキャンセル料を徴収すること		vol.78	
		ン	は可能か。また、キャンセルがあった場合		平成 18 年 4	
		(キャンセ	においても、報酬は定額どおりの算定が		月改定関係 Q	
		ル料等)	行われるのか。		&A(vol.1)	
	3	定員関係	通所サービスと介護予防通所サービスに	通所サービスと介護予防通所サービスを一体的に行う事業所	18.3.22	39
	•	72777777	ついて、それぞれの定員を定めるのか、	の定員については、介護給付の対象となる利用者(要介護者)	介護制度改	
	運		それとも全体の定員の枠内で、介護と予	と予防給付の対象となる利用者(要支援者)との合算で、利用	革 information	
	営		防が適時振り分けられれば良いものか。	定員を定めることとしている。例えば、定員 20 人という場合、要	vol.78	
	_		その場合、定員超過の減算はどちらを対	介護者と要支援者とを合わせて 20 という意味であり、利用日	平成 18 年 4	
			象に、どのように見るべきか。	によって、要介護者が 10 人、要支援者が 10 人であっても、要	月改定関係 Q	
			家に、このように先る、こが。	介護者が 15 人、要支援者が 5 人であっても、差し支えないが、	AC(vol.1)	
				合計が20人を超えた場合には、介護給付及び予防給付の両	&A(VOI.1)	
				方が減算の対象となる。		
	_		小田供「多労田供及配人業典を答点」で	11 1111 11 111 11 111 11 111 11 111 111 11 111 111 111 11	18.3.22	40
	3	定員関係	小規模、通常規模通所介護費を算定して	介護予防通所サービスについては、月額の定額報酬とされた		40
	運		いる事業所については、月平均の利用者	ことから減算についても月単位で行うことが必要となったため、	介護制度改	
	営		数で定員超過した場合となっているが、今	定員超過の判断も月単位(月平均)とすることとしている。また、	革 information	
	呂		回の改正で月平均の利用者数とされた趣	多くの事業所は、介護と予防の両サービスを一体的に提供し、	vol.78	
			旨は。	それぞれの定員を定めていないと想定されることから、介護給	平成 18 年 4	
				付についても予防給付にあわせて、月単位の取扱いとしたとこ	月改定関係 Q	
				ろである。	<u>&amp;A(vol.1)</u>	
	3	定員関係	通所介護における定員遵守規定に、「た	従前より、災害等やむを得ない事情がある場合には、その都	18.3.22	41
	運		だし、災害その他のやむを得ない事情が	度、定員遵守規定にかかわらず、定員超過しても減算の対象	介護制度改	
			ある場合はこの限りではない」との規定が	にしない旨の通知を発出し、弾力的な運用を認めてきたところ	革 information	
	営		加えられた趣旨如何。	であるが、これを入所系サービスと同様、そのような不測の事	vol.78	
				態に備え、あらかじめ、規定する趣旨である。したがって、その	平成 18 年 4	
				運用に当たっては、真にやむを得ない事情であるか、その都	月改定関係 Q	
				度、各自治体において、適切に判断されたい。	&A(vol.1)	
_						

j	3 運営	リハビリテ ーションマ ネジメント 加算	入院等の理由により、通所リハビリテーションの利用が中断された後、再度、通所リハビリテーションを利用する場合にあっては、再度、利用者の居宅への訪問は必要か。	通所リハビリテーションの利用再開後にリハビリテーションマネジメント加算を算定する場合に必ずしも利用者の居宅を訪問する必要はないが、利用者の状態や居宅の状況に変化がある場合は、必要に応じて利用者の居宅への訪問する必要があることが望ましい。	24.3.16 介護保険最新情報 Vol.267 H24年度報酬 改定 Q&A Vol.1	76
j	3 運営	リハビリテ ーションマ ネジメント 加算	平成24 年3 月31 日以前から通所リハビリテーションを利用していた利用者について、平成24 年4 月以降にリハビリテーションマネジメント加算を算定する場合に、利用者の居宅を訪問する必要があるのか。	リハビリテーションマネジメント加算を算定する場合には必ずし も利用者の居宅を訪問する必要はないが、利用者の状態や居 宅の状況に変化がある場合は必要に応じて利用者の居宅を訪 問することが望ましい。	24.3.16 介護保険最新情報 Vol.267 H24年度報酬改定 Q&A Vol.1	77 H27 削除
j	3 運営	保機い以未所テをの医に時間は上満い一行取のビョラのにまりのいからのがいまりのいからのいからのいからのいからのいからのいからのいからのいからのいからのいから	保険医療機関において、脳血管疾患等リハビリテーション、運動器リハビリテーション(以下、疾患別リハビリテーション)と1時間以上2時間未満の通所リハビリテーションを同時に行う場合、理学療法士等は同日に疾患別リハビリテーションと通所リハビリテーションを提供することができるのか。	次の三つの条件をすべて満たす場合は可能である。 1. 通所リハビリテーションにおける20分の個別リハビリテーションに従事した時間を、疾患別リハビリテーションの1単位とみなし、理学療法士等1人当たり1日18単位を標準、1日24単位を上限とし、週108単位以内であること。 2. 疾患別リハビリテーション1単位を通所リハビリテーションにおける個別リハビリテーション20 分としてみなし、理学療法士等1人当たり1日合計8時間以内、週36時間以内であること。 3. 理学療法士等の疾患別リハビリテーション及び通所リハビリテーションにおける個別リハビリテーションに従事する状況が、勤務簿等に記載されていること。	24.3.16 介護保険最新情報 Vol.267 H24年度報酬 改定 Q&A Vol.1	85
j	3 運営	保 機 関 に は に は に は に に に に に に に に に に に に に	保険医療機関が医療保険の脳血管疾患等リハビリテーション、運動器リハビリテーション又は呼吸器リハビリテーションの届出を行っており、当該保険医療機関において、一時間以上二時間未満の通所リハビリテーションを実施する際には、通所リハビリテーションに対する利用者のサービ	1時間以上2時間未満の通所リハビリテーションが提供される時間帯のいずれの時間においても、介護保険の通所リハビリテーションの利用者数と医療保険のリハビリテーションを受ける患者数を合算し、これに三平方メートルを乗じた面積以上が確保されていることが必要である。	24.3.16 介護保険最新情報 Vol.267 H24年度報酬 改定 Q&A Vol.1	86

4 報 酬	を行う場合 の取扱い 時間帯の 違う通所リ ハビリテー ション	ス提供に支障が生じない場合に限り、同一のスペースにおいて行うことも差し支えないこととされているが、通所リハビリテーションを行うために必要なスペースの具体的な計算方法はどうなるのか。 現在、ナイトケアが行われている場合の報酬は、時間帯が違っていても単位は同じか。	貴見のとおり。	12.3.31 事務 連絡 介護保険最 新情報 vol.59 介護報酬等 に係る Q&A	I (1) (5)1
4 報	通所リハビ リテーショ ン費の算	事業所職員が迎えにいったが、利用者が 突然体調不良で通所介護(通所リハビリ テーション)に参加できなくなった場合、通	貴見のとおり、算定できない。	15.5.30 事務連絡 介護報酬に	
西州	定	所介護費(通所リハビリテーション費)を算 定することはできないか。		<u>係る Q&amp;A</u>	
4 報 酬	通所サービス費の第	6 時間の通所サービスに引き続いて 4 時間の通所サービスを行った場合は、それぞれの通所サービス費を算定できるか。	日中と夕方に行われるそれぞれのプログラムが個々の利用者に応じて作成され、当該プログラムに従って、単位ごとに効果的に実施されている場合は、それぞれの単位について算定できる。この場合も、食事加算など1日につき算定することとされている加算項目は当該利用者についても当該日に1回限り算定できる。 単に日中の通所サービスの延長として夕方に通所サービスを行う場合は、通算時間は10時間として、所要時間6時間以上8時間未満の通所サービス費に2時間分の延長サービスを加算して算定する。	15.6.30 事務連絡 介護保険最 新情報 vol.153 <u>介護報酬に</u> <u>係る</u> Q&A(vol.2)	5 <b>H26</b> 削 除
4 報 酬	通所サー ビスの算定	施設サービスや短期入所サービスの入所 (入院)日や退所(退院)日に通所サービ スを算定できるか。	施設サービスや短期入所サービスにおいても機能訓練やリハビリテーションを行えることから、入所(入院)日や退所(退院)日に通所サービスを機械的に組み込むことは適正でない。例えば、施設サービスや短期入所サービスの退所(退院)日において、利用者の家族の出迎えや送迎等の都合で、当該施設・事	15.6.30 事務連絡 介護保険最 新情報 vol.153	6

_						
				業所内の通所サービスに供する食堂、機能訓練室などにいる	介護報酬に	
				場合は、通所サービスが提供されているとは認められないた	<u>係る</u>	
				め、通所サービス費を算定できない。	<u>Q&amp;A(vol.2)</u>	
4	4	介護予防	送迎・入浴が単位数に包括されている	送迎・入浴については、基本単位の中に算定されていることか	18.3.22	16
#	日	通所介護•	が、送迎や入浴を行わない場合について	ら、事業所においては、引き続き希望される利用者に対して適	介護制度改	
		通所リハビ	も減算はされないのか。	切に送迎・入浴サービスを提供する必要があると考えている。	革 information	
╽╬	州	リテーショ		ただし、利用者の希望がなく送迎・入浴サービスを提供しなかっ	vol.78	
		ン		たからといって減算することは考えていない。	平成 18 年 4	
		(基本単			月改定関係	
		位)			Q&A(vol.1)	
4	4	介護予防	<del>介護予防通所介護・通所リハビリテーショ</del>	<del>介護予防通所介護・通所リハビリテーションについては、月単</del>	18.3.22	17
	_	通所介護•	シの定員超過・人員欠如の減算について	<del>位の包括報酬としていることから、従来の一日単位での減算が</del>	介護制度改	
	艮	通所リハビ	は、歴月を通じて人員欠如の場合のみを	困難であるため、前月の平均で定員超過・人員欠如があれば、	革 information	
╽	州	リテーショ	<del>減算とするのか。</del>	<del>次の月の全利用者について所定単位数の 70%を算定する取</del>	vol.78	
		ン		扱いとしたところである。なお、この取扱いについては、居宅サ	平成 18 年 4	
		(定員超		<del>ービスの通所介護・通所リハビリテーションについても同様とし</del>	月改定関係 Q	
		過·人員欠		<del>たので留意されたい。</del>	&A(vol.1)	
		如減算)				
4	4	介護予防	計画のための様式は示されるのか。ま	様式や最低回数・時間等を特に示す予定はない。従来と同様	18.3.22	18
		通所介護•	た、アクティビティ実施加算を算定するた	の計画(介護計画等)に基づくサービス提供が適切になされれ	介護制度改	
		通所リハビ	めの最低回数や最低時間などは示される	ば、加算の対象とすることとしている。	革 information	
╽╬	州	リテーショ	のか。		vol.78	
		ン			平成 18 年 4	
		(アクティビ			月改定関係 Q	
		ティ実施加			&A(vol.1)	
		算)				
-	4	介護予防	(アクティビティ実施加算関係)加算算定の	特に基準を超える人員を配置してサービスを実施する必要は	18.3.22	19
#	艮	通所介護•	ための人員配置は必要ないのか。	なく、従来通りの人員体制で、計画に基づくサービス提供が適	介護制度改	
		通所リハビ		切になされれば、加算の対象となる。	革 information	
╽┇	州	リテーショ			vol.78	
		ン			平成 18 年 4	
		(アクティビ			月改定関係 Q	

	ティ実施加算)			<u>&amp;A(vol.1)</u>	
4 報 酬	介護予防 通所リハビ リテーショ ン (アクティビ ティ実施加 算)	事業所外で行われるものもアクティビティ 加算の対象とできるのか。	現行の指定基準の解釈通知に沿って、適切にサービスが提供されている場合には加算の対象となる。	18.3.22 介護制度改革 information vol.78 平成 18 年 4 月改定関係 Q &A(vol.1)	21
4 報 酬	介護予防 通所リハビ リテーショ ン 選択的サ ービス:総 論)	選択的サービスについては、月1回利用でも加算対象となるのか。また、月4回の利用の中で1回のみ提供した場合には加算対象となるのか。	利用者が月何回利用しているのかにかかわらず、算定要件を満たしている場合には加算の対象となる。	18.3.22 介護制度改革 information vol.78 平成 18 年 4 月改定関係 Q &A(vol.1)	22
4 報 酬	介護・ 通所リハビ リテン 選択的 ・ 選択の ・ は ・ に は ・ に に に に に に に に に に に に に	選択的サービスを算定するのに必要な職員は兼務することは可能か。	選択的サービスの算定に際して必要となる職員は、毎日配置する必要はなく、一連のサービス提供に当たり必要な時間配置していれば足りるものであって、当該時間以外については、他の職務と兼務することも可能である。	18.3.22 介護制度改革 information vol.78 平成 18 年 4 月改定関係 Q &A(vol.1)	23

4 報 酬	介護・通通テンの選ができます。 ののでは、 でのでは、 でのでは、 でのできます。 かんしょう はんしょう はんしょく はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんし	(選択的サービス関係)各加算に関する計画書はそれぞれ必要か。既存の介護予防通所介護・通所リハビリテーションサービス計画書の中に入れてもよいか。また、サービス計画書の参考様式等は作成しないのか。	各加算の計画書の様式は特に問わず、介護予防通所介護・通所リハビリテーションサービス計画書と一体的に作成する場合でも、当該加算に係る部分が明確に判断できれば差し支えない。なお、計画書の参考様式については特に示すことは考えていないので、厚生労働省のホームページに掲載している「介護予防マニュアル)や「栄養マネジメント加算及び経口移行加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について(平成17年9月7日老老発第0907002号)も参考に各事業所で工夫して、適切なサービス提供が図られるよう、必要な計画の作成を行われたい。	18.3.22 介護制度改革 information vol.78 平成 18 年 4 月改定関係 Q &A(vol.1)	24
4 報酬	介通通リン(一動向子が護・ボーンのでは、一手をは、一手をは、一手をは、一手をは、一手をは、一手をは、一手をは、一手を	介護予防通所介護における運動器機能 向上加算の人員配置は、人員基準に定 める看護職員以外に利用時間を通じて1 名以上の配置が必要か。また、1名の看 護職員で、運動器機能向上加算、口腔機 能向上加算の両方の加算を算定してもか まわないか。	運動器機能向上加算を算定するための前提となる人員配置は、PT、OT、ST、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師のいずれかである。看護職員については、提供時間帯を通じて専従することまでは求めていないことから、本来の業務である健康管理や必要に応じて行う利用者の観察、静養といったサービス提供にとって支障がない範囲内で、運動器機能向上サービス、□腔機能向上サービスの提供を行うことができる。ただし、都道府県等においては、看護職員1名で、基本サービスのほか、それぞれの加算の要件を満たすような業務をなし得るのかどうかについて、業務の実態を十分に確認することが必要である。	18.3.22 介護制度改革 information vol.78 平成 18 年 4 月改定関係 Q &A(vol.1)	25
4 報 酬	介通通リン(選所所ででででででできる。 かいり かいり おいり おいり おいり おいり かいり かいり かいり かいり できる かいり	運動器の機能向上について、個別の計画 を作成していることを前提に、サービスは 集団的に提供してもよいか。	個別にサービス提供することが必要であり、集団的な提供のみでは算定できない。なお、加算の算定に当たっては、個別の提供を必須とするが、加えて集団的なサービス提供を行うことを妨げるものではない。	18.3.22 介護制度改革 information vol.78 平成 18 年 4 月改定関係 Q &A(vol.1)	26

4 對 酌	通所介護・通所リハビ	運動器の機能向上加算は1月間に何回か。また、1日当たりの実施時間に目安はあるのか。利用者の運動器の機能把握を行うため、利用者の自己負担により医師の診断書等の提出を求めることは認められるか。	利用回数、時間の目安を示すことは予定していないが、適宜、介護予防マニュアルを参照して実施されたい。また、運動器の機能については、地域包括支援センターのケアマネジメントにおいて把握されるものと考えている。	18.3.22 介護制度改革 information vol.78 平成 18 年 4 月改定関係 Q &A(vol.1)	27
料 動	通所介護・通所リハビ	介護予防通所介護における運動器機能 向上加算の「経験のある介護職員」とは 何か。	特に定める予定はないが、これまで機能訓練等において事業実施に携わった経験があり、安全かつ適切に運動器機能向上サービスが提供できると認められる介護職員を想定している。	18.3.22 介護制度改革 information vol.78 平成 18 年 4 月改定関係 Q &A(vol.1)	28
4 幹	通所介護・通所リハビ	介護予防通所リハビリテーションにおける 運動器機能向上加算を算定するための 人員の配置は、PT,OT,ST ではなく、看護 職員ではいけないのか。	介護予防通所リハビリテーションにおいては、リハビリテーションとしての運動器機能向上サービスを提供することとしており、より効果的なリハビリテーションを提供する観点から、リハビリの専門職種であるPT、OT又はSTの配置を算定要件上求めているところであり、看護職員のみの配置では算定することはできない。なお、サービス提供に当たっては、医師又は医師の指示を受けたこれらの3職種若しくは看護職員が実施することは可能である。	18.3.22 介護制度改革 information vol.78 平成 18 年 4 月改定関係 Q &A(vol.1)	29
4 射 酌	通所介護・通所リハビ	(栄養改善加算関係)管理栄養士を配置することが算定要件になっているが、常勤・非常勤の別を問わないのか。	管理栄養士の配置については、常勤に限るものではなく、非常 勤でも構わないが、非常勤の場合には、利用者の状況の把握・ 評価、計画の作成、多職種協働によるサービスの提供等の業 務が遂行できるような勤務体制が必要である。(なお、居宅サ	18.3.22 介護制度改 革 information vol.78 平成 18 年 4	30

	(選択的サ ービス:栄 養改善加 算)		ービスの介護・リハビリテーションにおける栄養改善加算についても同様の取扱いである。)	月改定関係 Q &A(vol.1)	
4 報 酬	介護・近り ンの ( 一養 ) が できる がったい とうがい がい できない がい できない かい かい かい かい がい かい	(栄養改善加算関係)管理栄養士が、併設されている介護保険施設の管理栄養士を兼ねることは可能か。	介護保険施設及び介護予防通所介護・通所リハビリテーションのいずれのサービス提供にも支障がない場合には、介護保険施設の管理栄養士と介護予防通所介護・通所リハビリテーションの管理栄養士とを兼務することは可能である。(なお、居宅サービスの介護・リハビリテーションにおける栄養改善加算についても同様の取扱いである。)	18.3.22 介護制度改革 information vol.78 平成 18 年 4 月改定関係 Q &A(vol.1)	31
4 報酬	介護・通所リン(選一人ででは、通所リンの選ができる。 またい おいまい おいまい おいまい おいまい かいまい かいまい かいまい かいま	(栄養改善加算関係)管理栄養士は給食管理業務を委託している業者の管理栄養士でも認められるのか。労働者派遣法により派遣された管理栄養士ではどうか。	当該加算に係る栄養管理の業務は、介護予防通所介護・通所 リハビリテーション事業者に雇用された管理栄養士(労働者派 違法に基づく紹介予定派遣により派遣された管理栄養士を含 む。)が行うものであり、御指摘の給食管理業務を委託している 業者の管理栄養士では認められない。なお、食事の提供の観 点から給食管理業務を委託している業者の管理栄養士の協力 を得ることは差し支えない。(居宅サービスの通所介護・通所リ ハビリテーションにおける栄養改善加算についても同様の取扱 いである。)	18.3.22 介護制度改革 information vol.78 平成 18 年 4 月改定関係 Q &A(vol.1)	32
4 報 酬	介護・ガーンのでは、一巻算のでは、一のでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	(栄養改善加算関係)管理栄養士ではなく、栄養士でも適切な個別メニューを作成することができれば認められるのか。	適切なサービス提供の観点から、加算の算定には、管理栄養士を配置し、当該者を中心に、多職種協働により行うことが必要である。(なお、居宅サービスの介護・リハビリテーションにおける栄養改善加算についても同様の取扱いである。)	18.3.22 介護制度改革 information vol.78 平成 18 年 4 月改定関係 Q &A(vol.1)	33

幸酉	4 報酬 4 報酬	介通通リン(一養算 介通通リン(一腔上護所所テ 選ビ改) 護所所テ 選ビ機加予介リー 択ス善 予介リー 択ス能算防護ビョ サ栄加 防護ビョ サロ向)	(栄養改善加算関係)栄養改善サービスについて、今回の報酬改定では3月毎に継続の確認を行うこととなっているが、「栄養改善マニュアル」においては、6月を1クールとしている。どのように実施したらよいのか。  言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が介護予防通所介護(通所介護)の口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、医師又は歯科医師の指示は不要なのか。(各資格者は、診療の補助行為を行う場合には医師又は歯科医師の指示の下に業務を行うこととされている。)	低栄養状態の改善に向けた取組は、食生活を改善しその効果を得るためには一定の期間が必要であることから、栄養改善マニュアルにおいては6月を1クールとして示されている。報酬の算定に当たっては、3月目にその継続の有無を確認するものであり、対象者の栄養状態の改善や食生活上の問題点が無理なく改善できる計画を策定のうえ、3月毎に低栄養状態のスクリーニングを行い、その結果を地域包括支援センターに報告し、当該地域包括支援センターにおいて、低栄養状態の改善に向けた取組が継続して必要と判断された場合には継続して支援されたい。  介護予防通所介護(通所介護)で提供する口腔機能向上サービスについては、ケアマネジメントにおける主治の医師又は主治の歯科医師からの意見も踏まえつつ、口腔清掃の指導や実施、摂食・嚥下機能の訓練の指導や実施を適切に実施する必要がある。	18.3.22 介護制度改革 information vol.78 平成 18 年 4 月改定関係 Q &A(vol.1) 18.3.22 介護制度改革 information vol.78 平成 18 年 4 月改定関係 Q &A(vol.1)	35
幸	4 报 酬	介通通リン(一腔 護所所リン(選ビ機 が護・ビリン(選ビ機加 ・関連がある。 ・関連が ・関連が ・関連が ・関連が ・関連が ・関連が ・関連が ・関連が	(口腔機能向上加算関係)言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員の行う業務について、委託した場合についても加算を算定することは可能か。また、労働者派遣法に基づく派遣された職員ではどうか。	口腔機能向上サービスを適切に実施する観点から、介護予防通所介護・通所リハビリテーション事業者に雇用された言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員(労働者派遣法に基づく紹介予定派遣により派遣されたこれらの職種の者を含む。)が行うものであり、御指摘のこれらの職種の者の業務を委託することは認められない。(なお、居宅サービスの通所介護・通所リハビリテーションにおける口腔機能向上加算についても同様の取扱いである。)	18.3.22 介護制度改革 information vol.78 平成 18 年 4 月改定関係 Q &A(vol.1)	36
幸	4 报 酬	介護予防 通所介護・ 通所リハビ リテーショ	(事業所評価加算関係)事業所の利用者の要支援状態の維持・改善が図られたことに対する評価であると認識するが、利用者の側に立てば、自己負担額が増加す	事業所評価加算を算定できる事業所は、介護予防の観点からの目標達成度の高い事業所であることから利用者負担も高くなることについて、介護予防サービス計画作成時から利用者に十分に説明し、理解を求めることが重要であると考えている。	18.3.22 介護制度改 革 information vol.78	37

ン	ることになり、利用者に対する説明に苦慮		平成 18 年 4	
	, acc a ac 17 c at 36117 A 1 1 1		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
IM WH 9T			<u> </u>	
介護予防	(事業所評価加算関係)要支援状態が「維	介護予防サービス計画には生活機能の向上の観点からの目	18.3.22	38
通所介護•	持」の者についても「介護予防サービス計	標が定められ、当該目標を達成するために各種サービスが提	介護制度改	
通所リハビ	画に照らし、当該予防サービス事業者に	供されるものであるから、当該目標が達成されれば、それは	革 information	
リテーショ	よるサービスの提供が終了したと認める	「サービスの提供が終了した」と認められる。したがって、その	vol.78	
ン	者に限る」として評価対象者に加わってい	者がサービスから離脱した場合であっても、新たな目標を設定	平成 18 年 4	
(事業所評	るが、要支援状態区分に変更がなかった	して引き続きサービス提供を受ける場合であっても、評価対象	月改定関係 Q	
価加算)	者は、サービスの提供は終了しないので	者には加えられるものである。	&A(vol.1)	
	はないか。			
規模別報		利用者の日祝日にサービスを受けるニーズに適切に対応する	18.3.22	43
	<u> −ズに応えて目祝日にも実施している事</u>	観点から、実績規模別の報酬に関する利用者の計算に当た	介護制度改	H26
	業所が不利となるが、これらの事業所の	り、正月等の特別な期間を除いて毎日事業を実施している事業	革 information	削除
		所については、一週当たりの利用延人員数に 6/7を乗じた数	vol.78	
		を合算したものにより、月当たりの平均利用者数を計算し、当	平成 18 年 4	
		該利用者数に基づき実績規模別の報酬を算定する取扱いとす		
		<del>&amp;.</del>		
規模別報	事業所規模別の報酬に関する利用者数		18.3.22	46
酬関係	の計算に当たり、新規に要介護認定を申	は、平均利用延人員数の計算に当たって含めない取扱いとす	介護制度改	
		వ్య	革 information	
	ス提供を受けている場合は含まれるの		vol.78	
	か。		平成 18 年 4	
			&A(vol.1)	
若年性認	通所系サービスにおける「若年性認知症	若年性認知症とは、介護保険法施行令第2条5項に定める初	18.3.22	51
知症ケア	ケア加算」について、若年性とは具体的に	老期における認知症を示すため、その対象は「40歳以上 65歳	介護制度改	
加算	何歳を想定しているのか。対象者は「40	未満」の者となる。若年性認知症ケア加算の対象となるプログ		
	歳以上 65 歳未満」のみが基本と考える	ラムを受けていた者であっても、65歳になると加算の対象とは	vol.78	
	がよろしいか。64歳で受けた要介護認定	ならない。ただし、その場合であっても、その者が引き続き若年	平成 18 年 4	
			月改定関係 Q	
	通通リン(価規酬規酬若知所所テ ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	(事業所評価加算)  介護予防 通所介護・	(事業所評価加算関係)要支援状態が「維持の者についても「介護予防サービス計画には生活機能の向上の観点からの目標が定められ、当該目標が達成するために各種サービスが提供されるものであるから、当該目標が達成されれば、それは「サービスの提供が終了したと認める者に限る」として評価対象者に加わっているが、要支援状態区分に変更がなかった者は、サービスの提供は終了しないのではないか。 規模別報業所評価が関係といる。 規模別報業所が不利となるが、これらの事業所の第定特例は検討されないのか。  規模別報 事業所が不利となるが、これらの事業所の第定特例は検討されないのか。  規模別報 動場係 の計算に当たり、新規に要介護認定を申請中の者が暫定ケアプランによりサービス提供を受けている者が、一般に当たが、一般に対して、当時の表別に関する利用者数の計算に当たり、新規に要介護認定を申請中の者が暫定ケアプランによりサービス提供を受けている者は、平均利用延入員数の計算に当たのできぬいとする。  若年性認知症ケア 加算	(事業所評価加算関係)要支援状態が「維 方護予防サービス計画には生活機能の向上の観点からの目 持力者についても「介護予防サービス計画には生活機能の向上の観点からの目 持力者についても「介護予防サービス計画には生活機能の向上の観点からの目 構が定められ、当該目標を達成するために各種サービスが提 位されるものであるから、当該目標を達成するために各種サービスが提 が

		の有効期間中は 65 歳であっても、加算の対象となるのか。	性認知症ケアのプログラムを希望するのであれば、その提供を妨げるものではないことに留意されたい。	<u>&amp;</u> A(vol.1)	
4 報 酬	リハビリテ ーションマ ネジメント 加算	リハビリテーションマネジメント加算を算定するに当たっては、理学療法士等の配置は基準を満たしていれば問題ないか。	リハビリテーションマネジメントについては、体制よりもプロセス を重視する観点から加算を行うものであり、要件にあるプロセ スを適切に踏んでいれば、算定可能である。	18.3.22 介護制度改革 information vol.78 平成 18 年 4 月改定関係 Q &A(vol.1)	54
4 報 酬	リハビリテ ーションマ ネジメント 加算	リハビリテーョンマネジメント加算について、原則として利用者全員に対して実施することが必要とされているが、実施しない人がいても良いのか。	利用者の同意が得られない場合には算定できないが、原則と して、全ての利用者について計画を作成してその同意を得るよ う努めることが望ましい。	18.3.22 介護制度改革 information vol.78 平成 18 年 4 月改定関係 Q &A(vol.1)	
4 報 酬	リハビリテ ーションマ ネジメント 加算	利用者ごとのリハビリテーション計画を作成したが、集団で実施するリハビリテーションで十分なため、1 対 1 で実施するリハビリテーションを実施しなかった場合、リハビリテーョンマネジメント加算は算定することが可能か。	リハビリテーションマネジメント加算の対象としているリハビリテーションは、リハビリテーション実施計画に基づき利用者ごとの 1 対 1 のリハビリテーションによることが前提であり、集団リハビリテーションのみでは算定することはできない。なお、1 対 1 のリハビリテーションの提供を必須とするが、加えて集団リハビリテーションの提供を行うことを妨げるものではない。	18.3.22 介護制度改革 information vol.78 平成 18 年 4 月改定関係 Q &A(vol.1)	56 H27 削除
4 報 酬	基本単位 関係	訪問介護員等による送迎で通所系サービスを利用する場合、介護報酬上どのように取り扱うのか。	送迎については、通所介護費において評価しており、訪問介議 員等による送迎を、別途、訪問介護費として算定することはで きない。	18.3.22 介護制度改革 information vol.78 平成 18 年 4 月改定関係 Q	57

				&A(vol.1)	
4	リハビリテ	「リハビリテーション実施計画書原案」は	「リハビリテーション実施計画書原案」と「リハビリテーション実	18.4.21	3
報	ーションマ	「リハビリテーション実施計画書」と同一の	施計画書」は同一の様式を使用することができる。当該計画書	介護制度改	H27
	ネジメント	<del>様式で作成してよいのか。</del>	<del>については、「リハビリテーションマネジメントの基本的考え方並</del>	革 information	削除
酬	加算		びに加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示につい	vol.96	
			て」(老老発第 0327001 号)にてお示しした様式を参照された	平成 18 年 4	
			い。なお、介護給付費明細書の摘要欄には起算日の記載が必	<u>月改定関係</u>	
			<del>要となる。</del>	<u>Q &amp; A(vol.3)</u>	
4	リハビリテ	リハビリテーションマネジメント加算は、多	リハビリテーション実施計画書の作成や入所者の心身の伏況	18.4.21	6
報	一ションマ	職種協働にて行うリハビリテーションのプ	の把握等については、多職種協働で行われる必要があるもの	介護制度改	H27
	ネジメント	ロセスを評価する加算とされているが、	の、診療の補助行為としての(医行為に該当する)リハビリテー	革 information	一部
酬	加算	PT.OT 等のリハビリテーション関係職種	<del>ションの実施は、PT、OT等のリハビリテーション関係職種が行</del>	vol.96	修正
		以外の者(介護職員)が直接リハビリテー	<del>わなければならない。</del>	平成 18 年 4	
		<del>ションを行っても良いか。</del>		月改定関係 Q	
				&A(vol.3)	
4	リハビリテ	リハビリテーションマネジメント加算につい	当該加算は、原則全員に加算すべきものであるが、事業所の	18.4.21	7
報	ーションマ	ては利用者全員に算定する必要がある	職員体制が整わない等の理由により、利用者全員に対して算	介護制度改	H27
	ネジメント	<del>⊅`</del> 。	定要件を満たすサービスを提供できない場合にあっては、加算	革 information	削除
酬	加算		の算定要件を満たすサービスを提供した利用者のみについて	vol.96	
			<del>加算を算定することもできる。ただし、その場合にあっても、利</del>	平成 18 年 4	
			用者全員に対してリハビリテーションマネジメントを実施できる	月改定関係 Q	
			体制を整えるよう、体制の強化に努める必要がある。	&A(vol.3)	

4	短期集中リ	短期集中リハビリテーション実施加算の	短期集中リハビリテーション実施加算の算定に当たっては、正	18.4.21	9
•	ハビリテー	<del>算定に当たって、①本人の自己都合、②</del>	当な理由なく、算定要件に適合しない場合には、算定は認めら	介護制度改	H27
報	ション実施	体調不良等のやむを得ない理由により、	れない。したがって、算定要件に適合しない場合であっても、	革 information	一部
酬	加算	定められた実施回数、時間等の算定要件	①やむを得ない理由によるもの(利用者の体調悪化等)、②総	vol.96	修正
	) NH 3T	に適合しなかった場合はどのように取り扱	合的なアセスメントの結果、必ずしも当該目安を超えていない	平成 18 年 4	
		<del>Sh.</del>	場合であっても、それが適切なマネジメントに基づくもので、利	月改定関係Q	
			用者の同意を得ているもの(一時的な意欲減退に伴う回数調	&A(vol.3)	
			整等)であれば算定要件に適合するかたちでリハビリテーショ	<u> </u>	
			ンを行った実施日の算定は認められる。なお、その場合はリハ		
			ビリテーション実施計画書の備者欄等に、当該理由等を記載す		
			る必要がある。		
4	短期集中リ	   短期集中リハビリテーション実施加算の	<del>退院・退所直後の改善可能性の高い期間において、集中的な</del>	18.4.21	10
•	ハビリテー	算定に当たっては、退院(所) 日又は認定	リハビリテーションを利用することが利用者にとって望ましいも	介護制度改	H27
報	ション実施	日から直近のリハビリテーションを評価す	のと考えるが、継続的な算定が行われていなくても、各報酬区	革 information	削除
酬	加算	る報酬区分を算定した上で、継続的に各	分の算定要件に適合すれば算定することができる。	vol.96	
		報酬区分を算定しなければ、算定は認め		平成 18 年 4	
		られないか。例えば、次のような報酬算定		月改定関係 Q	
		<del>は認められないか。</del>		&A(vol.3)	
		(例)退院(所)日又は認定日から起算して			
		<del>1 か月以内…算定せず</del>			
		(同上)			
		<del>1 か月超 3 か月以内…算定</del>			
4	短期集中リ	短期集中リハビリテーション実施加算の	当該加算の算定要件としでの個別リハビリテーションの実施に	18.4.21	11
報	ハビリテー	算定要件として、「通院(所)日又は認定	ついては、必ずしも連続した 20 分又は 40 分以上の実施が必	介護制度改	H27
	ション実施	日から起算して一月以内の期間に行われ	要ではない。また、個別リハビリテーションの実施が、複数職種	革 information	削除
酬	加算	た場合は一週につき概ね二回以上、一回	によって、合計 20 分又は 40 分以上実施することであっても差	vol.96	
		当たり40分以上、退院(所)日又は認定	<del>し支えない。</del>	<u>平成 18 年 4</u>	
		日から起算して1月を超え三月以内の期		月改定関係	
		間に行われた場合は一週につき概ね二		Q&A(vol.3)	
		回以上一回当たり20分以上の個別リハ			
		<del>ビリテーションを行う必要があること」と</del>			
		あるが、連続して 40 分以上の個別リハビ			

		<del>リテーションを実施する必要があるのか。また具体的な方法如何。</del>			
4 幸 香州	栄養マネジ メント加算・ 口腔機能 向上加算	それぞれ別の通所介護・通所リハビリテーション事業所にしている場合、それぞれの事業所で同時に栄養マネジメント加算 又は口腔機能向上加算を算定することはできるのか。	御指摘の件については、ケアマネジメントの過程で適切に判断されるものと認識しているが、①算定要件として、それぞれの加算に係る実施内容等を勘案の上、1事業所における請求回数に限度を設けていること、②2事業所において算定した場合の利用者負担等も勘案すべきことから、それぞれの事業所で栄養マネジメント加算又は□腔機能向上加算を算定することは基本的には想定されない。	18.5.2 介護制度改 革 information vol.102 平成 18 年 4 月改定関係 Q&A(VOL4)	1
4 幸 西州	栄養マネジ メント加算	通所サービスにおいて栄養マネジメント加算を算定している者に対して管理栄養士による居宅療養管理指導を行うことは可能か。	両者が同時に提供されることは基本的には想定されない。	18.5.2 介護制度改革 information vol.102 平成 18 年 4 月改定関係 Q &A(VOL4)	2
4 幸 香州	短期集中リ ハビリテー ション実施 加算	通所リハビリテーションの短期集中リハビ リテーション実施加算の「退院(所)日」に ついて、短期入所生活介護(療養介護)か らの退院(所)も含むのか。	短期入所からの退院(所)は含まない。	18.5.2 介護制度改革 information vol.102 平成 18 年 4 月改定関係 Q &A(VOL4)	3 H27 削除

4 報 酬	事業所評 価加算	いつの時期までに提供されたサービスが、翌年度の事業所評価加算の評価対線となるのか。	1 事業所評価加算の評価対線となる利用者は、 ①評価の対象となる事業所にて、選択的サービスに係る加算 を連続して3月以上算定しており ②選択的サービスに係る加算より後の月に要支援認定の更新 又は変更認定を受けている者であることから、選択的サービス の提供を受けた者の全てが評価対象受給者となるものではな い。	18.9.11 平成 18 年 4 月改定関係 Q&A vol.7(事業所 評価加算関 係)	1
			2 評価の対象となる期間は、各年1月1日から12月31日までであるが、各年12月31日までに、国保連合会において評価対象受給者を確定する必要がある二とから、 ① 9月までに選択的サービスの提供を受け、、10月末日までに更新変更認定が行われた者までが、翌年度の事業所評価加算の評価対象受給者であり、 ②11月以降に更新・変更認定が行われた者は翌々年度の事業所評価加算の評価対象受給者となる。  3 なお、選択的サービスに係る加算や受給者台帳情報は、国保連合会が一定期間のうちに把握できたものに限られるため、例えば、評価対象期間を過ぎて請求されてきた場合等は評価		
4 報 酬	事業所評 価加算	事業所評価加算の評価対象受給者については、選択的ザービスを3月以上利用することが要件とされているが、連続する3月が必要か。また、3月の間に選択的サービスの種類に変更があった場合はどうか。	対象とならない。 選択的サービスの標準的なサービス提供期間は概ね3月であることから、評価対象受給者については選択的サービスを3月以上連続して受給する者を対象とすることとしている。また、選択的サービスの標準的なサービス提供期間は概ね3月であることから、通常3月は同一の選択的サービスが提供されるものと考えているが、連続する3月の中で選択的サービスが伺一でない場合についても、国保連合会においては、評価対象受給者として計算することとしている。	18.9.11 平成 18 年 4 月 改定関係 Q&A vol.7(事業所 評価加算関係)	2

4 報 酬	事業所評 価加算	評価対象事業所の要件として「評価対象期間における当該指定介護予防通所介護事業所の利用実人員数が 10 名以上であること。」とされているが、10 名以上の者が連続する3 月以上の選択的サービスを利用する必要があるのか。	単に利用実人数が 10 名以上であればよく、必ずしもこれらの 者全員が連続する 3 月以上の選択的サービスを利用している 必要はない。	18.9.11 平成 18 年 4 月改定関係 Q&A vol.7(事業所 評価加算関 係)	3
4 報 酬	事業所評 価加算	4月にA事業所、5月にB事業所、6月にC事業所から選択的サービスの提供があった場合は評価対象となるのか。	事業所評価加算は事業所の提供する効果的なサービスを評価する観点から行うものであることから、同一事業所が提供する選択的サービスについて評価するものであり、御質問のケースについては、評価対象とならない。	18.9.11 平成 18 年 4 月 改 定 関係 Q&A vol.7(事業所 評 価 加 算 関 係)	4
4 幸 西州	事業所評 価加算	都道府県が、事業所評価加算の算定の 可否を事業所に通知する際、どのような 方法で通知すればよいか。	ホームページへの掲載や事業所への文書の郵送等による方法 等が考えられるが、どのような方法で行うかは都道府県の判断 による。 なお、利用者が事業所を選択するに当たっては、地域包括支 援センターが当該事業所が事業所評価加算の算定事業所であ る旨を説明することとなるが、その事業所の選択やケアプラン 作成等に支障が生じることのないよう、事業所評価加算の対象 事業所情報については、地域包括支援センター(介設予防支援 事業所)、住民等にも十分に周知いただきたい。	18.9.11 平成 18 年 4 月 改 定 関 係 Q&A vol.7(事業所 評 価 加 算 関 係)	6
4 幸 酌州	医療保険と 介護保険 の関係(リ ハビリテー ション)	平成 19 年 4 月から、介護保険におけるリハビリテーションに移行した日以降は、同一の疾患等に係る医療保険における疾患別リハビリテーション料は算定できないこととされており、また、同一の疾患等について介護保険におけるリハビリテーションを行った月は、医療保険における疾患別リハビリテーション医学管理料は算定できないこととされている。この介護保険	そのとおり。 通所リハビリテーションにおいて、リハビリテーションマネジメント加算や短期集中リハビリテーション実施加算を算定していない場合及び介護予防通所リハビリテーションにおいて、運動機能向上加算を算定していない場合であっても、介護保険におけるリハビリテーションを受けているものであり、同様に取り扱うものである。	19.6.1 事務連絡(保 険局医療課) <u>疑義解釈資</u> 料の送付につ いて(その8)	1

			T	<u> </u>	1
		におけるリハビリテーションには、通所リ			
		ハビリテーション及び介護予防通所リハビ			
		リテーションが含まれているが、			
		①通所リハビリテーションにおいて、個別			
		リハビリテーションの実施等を評価する			
		「リハビリテーションマネジメント加算」や			
		「短期集中リハビリテーション実施加算」、			
		②介護予防通所リハビリテーションにおい			
		て、利用者の運動器機能向上に係る個別			
		の計画の作成、サービス実施、評価等を			
		評価する「運動器機能向上加算」			
		を算定していない場合であっても、同様に			
		取り扱うのか。			
4	医療保険と	<del>介護保険における通所リハビリテーショ</del>	<del>そのとおり。</del>	19.6.1	2
報	介護保険	ン、訪問リハビリテーション、介護予防訪		事務連絡(保	
	<del>の関係(リ</del>	問リハビリテーション又は介護予防通所リ		険局医療課)	
酬	ハビリテー	ハビリテーション以外の介護サービスを受		疑義解釈資	
	<del>ション)</del>	けている者であれば、疾患別リハビリテー		料の送付につ	
		ション料又は疾患別リハビリテーション医		いて(その8)	
		学管理料を算定できると考えてよいか。			
		(例)通所介護の「個別機能訓練加算」、訪			
		間看護ステーションにおいて看護職員に			
		代わり理学療法士又は作業療法士が行う			
		計問看護等			
		Wilci E KZ 7		ı	1

4	口腔機能	口腔機能向上加算を算定できる利用者と	例えば、認定調査票のいずれの口腔関連項目も「1」に該当す	21.3.23	14
-	向上加算	して、「ハ その他口腔機能の低下してい	る者、基本チェックリストの口腔関連項目の1項目のみが「1」に	介護保険最	
報	(通所サー	る者又はそのおそれのある者」が挙げら	該当する又はいずれの口腔関連項目も「O」に該当する者であ	新情報 vol.69	
酬	ビス)	れているが、具体例としてはどのような者	っても、介護予防ケアマネジメント又はケアマネジメントにおけ	平成 21 年 4	
		が対象となるか。	る課題分析に当たって、認定調査票の特記事項における記載	月改定関係	
			内容(不足の判断根拠、介助方法の選択理由等)から、口腔機	Q&A(vol.1)	
			能の低下している又はそのおそれがあると判断される者につい		
			ては算定できる利用者として差し支えない。同様に、主治医意		
			見書の摂食・嚥下機能に関する記載内容や特記すべき事項に		
			おける記載内容(不足の判断根拠、介助方法の選択理由等)		
			から、口腔機能の低下している又はそのおそれがあると判断さ		
			れる者については算定できる利用者として差し支えない。同様		
			に、主治医意見書の摂食・嚥下機能に関する記載内容や特記		
			すべき事項の記載内容等から口腔機能の低下している又はそ		
			のおそれがあると判断される者、視認により口腔内の衛生状態		
			に問題があると判断される者、医師、歯科医師、介護支援専門		
			員、サービス提供事業所等からの情報提供により口腔機能の		
			低下している又はそのおそれがあると判断される者等について		
			も算定して差し支えない。なお、口腔機能の課題分析に有用な		
			参考資料(口腔機能チェックシート等)は、「口腔機能向上マニ		
			ュアル」確定版(平成21年3月)に収載されているので対象者		
			を把握する際の判断の参考にされたい。		
4	口腔機能	口腔機能向上サービスの開始又は継続	口腔機能向上サービスの開始又は継続の際に利用者又はそ	21.3.23	15
報	向上加算	にあたって必要な同意には、利用者又は	の家族の同意を口頭で確認し、口腔機能改善管理指導計画又	介護保険最	
	(通所サー	その家族の自署又は押印は必ずしも必要	は再把握に係る記録等に利用者又はその家族が同意した旨を	新情報 vol.69	
栅	ビス)	ではないと考えるが如何。	記載すればよく、利用者又はその家族の自署又は押印は必須	平成 21 年 4	
			ではない。	月改定関係 Q	
				<u>&amp;A(vol.1)</u>	

Ī		兴美小美	(労業事業加質) 坐試加質が質点でも7.4	スの地瓜労美は能にもスワけるのわるわがもフレシャンともフ	01.0.00	16
	4	栄養改善	(栄養改善加算)当該加算が算定できる者	その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる	21.3.23	16
	報	加算(通所	の要件について、その他低栄養状態にあ	者とは、以下のような場合が考えられる。	介護保険最	
		サービス)	る又はそのおそれがあると認められる者	• 医師が医学的な判断により低栄養状態にある又はそのおそ	新情報 vol.69	
	酬		とは具体的内容如何。また、食事摂取量	れがあると認める場合。	平成 21 年 4	
			が不良の者(75%以下)とはどういった者	・ イ~二の項目に掲げられている基準を満たさない場合であっ	月改定関係 Q	
			を指すのか。	ても、認定調査票の「えん下」、「食事摂取」、「口腔清潔」、「特	<u>&amp;A(vol.1)</u>	
				別な医療について」などの項目や、特記事項、主治医意見書な		
				どから、低栄養状態にある又はそのおそれがあると、サービス		
				担当者会議において認められる場合。		
				なお、低栄養状態のおそれがあると認められる者とは、現状の		
				食生活を続けた場合に、低栄養状態になる可能性が高いと判		
				断される場合を想定している。		
				また、食事摂取が不良の者とは、以下のような場合が考えられ		
				<u>ব</u>		
				・ 普段に比較し、食事摂取量が75%以下である場合。		
				・ 1日の食事回数が2回以下であって、1回あたりの食事摂取		
				量が普段より少ない場合。		
-	4	リハビリテ	(通所リハビリテーション)リハビリテーショ	リハビリテーションマネジメント加算は、月に一定程度(8回)の	21.3.23	55
	-	ーションマ	<del>ンマネジメント加算は、20 単位/日から</del>	リハビリテーションを行い、適切にその結果を評価するために	介護保険最	H24
	報	ネジメント	230 単位/月と改定され、月に8回以上	設定しており、8回未満の場合は算定できない。	新情報 vol.69	削除
	酬	加算	の利用が要件となっているが、1ヶ月のケ	<del>ただし、通所リハビリテーションの利用開始が月途中からであ</del>	平成 21 年 4	
			<del>アプランが「2週間のショートステイと週3</del>	って、個別リハビリテーション、短期集中リハビリテーション又は	月改定関係 Q	
			回の通所リハビリテーションを2週間トと設	<del>認知症短期集中リハビリテーションを行っている場合にあって</del>	&A(vol.1)	
			定された場合はリハビリテーションの提供	は、月8回を下回る場合であってもリハビリテーションマネジメン		
			<del>が月8回未満となるが、この場合にあって</del>	<del>ト加算を算定することが可能である。</del>		
			はリハビリテーションマネジメント加算が			
			全く算定できなくなるのか。			
	4	リハビリテ	月8回以上通所リハビリテーションを行っ	あくまで月8回以上である。	21.3.23	56
	-	ーション算	ている場合に算定とあるが、週2回以上		介護保険最	
	報	定回数	通所リハビリテーションを行っている場合		新情報 vol.69	
	酬	<del></del>	と解釈してもよいのか。		平成 21 年 4	
			,		月改定関係 Q	
			<u>l</u>	I.		

					<u>&amp;A(vol.1)</u>	
幸	4 银 洲	理学療法 士等体制 強化加算	理学療法士等体制強化加算について、常動かつ専従2名以上の配置は通常の通所リハの基準に加えて配置が必要か。また、通所リハビリテーションの単位毎の配置が必要となるのか。	居宅基準上求められる配置数を含めて常勤かつ専従2名以上の配置を必要とするもの。	21.3.23 介護保険最 新情報 vol.69 平成 21 年 4 月改定関係 Q &A(vol.1)	57
幸	4 设 洲	若年性認知症利用者受入加算	一度本加算制度の対象者となった場合、 65歳以上になっても対象のままか。	65歳の誕生日の前々日までは対象である。	21.3.23 介護保険最 新情報 vol.69 平成 21 年 4 月改定関係 Q &A(vol.1)	101
幸	4 设 洲	若年性認知症利用者受入加算	担当者とは何か。定めるにあたって担当者の資格要件はあるか。	若年性認知症利用者を担当する者のことで、施設や事業所の介護職員の中から定めていただきたい。人数や資格等の要件は問わない。	21.3.23 介護保険最 新情報 vol.69 平成 21 年 4 月改定関係 Q &A(vol.1)	102
幸	4 段 洲	認知症短 期集中リハ ビリテーシ ョン実施加 算	認知症短期集中リハビリテーション実施加算については、「過去三月の間に、当該リハビリテーション加算を算定していない場合に限り算定できる」とされているが、次の例の場合は算定可能か。 ・例1:A老健にて3ヶ月入所し、認知症短期集中リハビリテーションを施行した後、B老健に入所した場合のB老健における算定の可否。 ・例2:A老健にて3ヶ月入所し、認知症短	例1の場合は算定できない。 例2の場合は算定可能であるが、A老健とB通所リハビリテーション事業所が同一法人である場合の扱いについては問104を参照されたい。	21.3.23 介護保険最 新情報 vol.69 平成 21 年 4 月改定関係 Q &A(vol.1)	103

4 報 酬	認知症短 期集中リハ ビリテーシ ョン実施加 算	期集中リハビリテーションを施行した後、 退所し、B通所リハビリテーション事業所 の利用を開始した場合のB通所リハビリ テーション事業所における算定の可否。 3月間の認知症短期集中リハビリテーションを行った後に、引き続き同一法人の他 のサービスにおいて認知症短期集中リハ ビリテーションを実施した場合、算定は可 能か。	同一法人の他のサービスにおいて実施した場合は算定できない。	21.3.23 介護保険最 新情報 vol.69 平成 21 年 4 月改定関係 Q &A(vol.1)	104
4 報 酬	認知症短 期集中リハ ビリテーション実施加 算	3月間の実施期間中に入院等のために中断があり、再び同一事業所の利用を開始した場合、実施は可能か。	同一事業所の利用を再開した場合において、介護老人保健施設、介護療養型医療施設においては前回入所(院)した日から起算して3月、通所リハビリテーションにおいては前回退院(所)日又は前回利用開始日から起算して3月以内に限り算定できる。但し、中断前とは異なる事業所で中断前と同じサービスの利用を開始した場合においては、当該利用者が過去3月の間に、当該リハビリテーション加算を算定していない場合に限り算定できる。	21.3.23 介護保険最 新情報 vol.69 平成 21 年 4 月改定関係 Q &A(vol.1)	105
4 報 酬	認知症短 期集中リハ ビリテーシ ョン実施加 算	一般の短期集中リハビリテーション実施 加算は認定日が起算日となっているが、 本加算制度の起算日を退院(所)日又は 利用開始日とした理由如何。	認知症、特にアルツハイマー病等の変性疾患においては発症 時期が明確ではないことが多く、今回改定において軽度の認知 症だけではなく、中等度から重度の認知症も対象に含めたた め、起算日を認定日ではなく、利用開始日とした。	21.3.23 介護保険最 新情報 vol.69 平成 21 年 4 月改定関係 Q &A(vol.1)	106 H27 削除
4 報 酬	認知症短 期集中リハ ビリテーシ ョン実施加 算	通所開始日が平成21年4月1日以前の 場合の算定対象日如何。	平成21年4月1日以前の通所を開始した日を起算日とした3ヶ月間のうち、当該4月1日以降に実施した認知症短期集中リハビリテーションが加算対象となる。例:3月15日から通所を開始した場合、4月1日から6月14日までの間に、本加算制度の要件を満たすリハビリテーションを行った場合に加算対象となる。	21.3.23 介護保険最 新情報 vol.69 平成 21 年 4 月改定関係 Q &A(vol.1)	107

Γ		認知症短	割切点に担告されるだけこ きょくまな	図をはたし、サイフリンドリニー・ションに関するをは、世界と図像	21.3.23	100
	4		認知症短期集中リハビリテーション実施	認知症に対するリハビリテーションに関する知識・技術を習得		108
	報	期集中リハ	加算の要件である「認知症に対するリハ	することを目的とし、認知症の診断、治療及び認知症に対する	介護保険最	
		ビリテーシ	ビリテーションに関わる専門的な研修を終	リハビリテーションの効果的な実践方法に関する一貫したプロ	新情報 vol.69	
	酬	ョン実施加	了した医師」の研修とは具体的に何か。	グラムを含む研修である必要がある。	平成 21 年 4	
		算		例えば、全国老人保健施設協会が主催する「認知症短期集中	月改定関係 Q	
				リハビリテーション研修」、日本慢性期医療協会、日本リハビリ	&A(vol.1)	
				テーション病院・施設協会及び全国老人デイ・ケア連絡協議会		
				が主催する「認知症短期集中リハビリテーション医師研修会」		
				が該当すると考えている。また、認知症診療に習熟し、かかり		
				つけ医への助言、連携の推進等、地域の認知症医療体制構築		
				を担う医師の養成を目的として、都道府県等が実施する「認知		
				症サポート医養成研修」修了者も本加算の要件を満たすものと		
				考えている。※ 各リハビリテーション関係サービスの加算に		
				係る実施時間、内容等については別紙1のとおり整理したとこ		
				ろであるので、ご参照されたい。		
				※ 別紙は省略。(平成 21 年 4 月改定関係 Q & A(vol.1)P51)		
	4	リハビリテ	自然災害・感染症の発生等で事業所が一	<del>リハビリテーションマネジメント加算の算定に当たっては、正当</del>	21.4.9	1
	-	ーションマ	時的に休業し、当初月8回の通所を予定	な理由があれば、算定要件に適合しない場合でも算定を認め	介護保険最	H24
	報	ネジメント	していた利用者へサービスが提供できな	ているところ。具体的には、算定要件に適合しない場合であっ	新情報 vol.74	削除
	酬	加算	<del>くなった場合も、リハビリテーションマネジ</del>	<del>ても、①やむを得ない理由によるもの(ケアプラン上は月8回で</del>	平成 21 年 4	
			メント加算は算定できないのか?	あるが、利用者の体調悪化で8回受けることができない場合	月改定関係	
				等)、②自然災害・感染症の発生等により、事業所が一時的に	Q&A(通所リ	
				<del>休業等するため、当初ケアプラン上予定していたサービスの提</del>	ハビリテーシ	
				供ができなくなった場合であれば、算定が認められる。	ョンにおけるリ	
					ハビリテーシ	
					ョンマネジメン	
					ト加算及び個	
					別リハビリテ	
					ーション実施	
					加算関係)	
L					1011 1010 1010	

	I 4	T.= A			
4	リハビリテ	通所リハビリテーションのサービスで提供	<del>リハビリテーションマネジメント加算の算定に当たっては、一事</del>	21.4.9	2
報	ーションマ	<del>されているリハビリテーションの回数と通</del>	<del>業所において月8回の通所リハビリテーションサービスの利用</del>	介護保険最	H24
	ネジメント	<del>所リハビリテーション以外のサービスで提</del>	を要件としているところ。ただし、短期入所療養介護事業所によ	新情報 vol.74	削除
酬	加算	<del>供されているリハビリテーションの回数を</del>	<del>り個別リハビリテーションが提供される場合であって、通所リハ</del>	平成 21 年 4	
		合算して、月8回を満たす場合には、リハ	ビリテーション事業所におけるリハビリテーションの提供回数と	月改定関係 Q	
		ビリテーションマネジメント加算を算定す	短期入所療養介護事業所におけるリハビリテーションの提供回	&A(通所リハ	
		ることは可能か?	数の合計が月8回以上であり、かつ、事業所間で利用者につい	ビリテーション	
			<del>ての情報が共有されて、一体としてリハビリテーションマネジメ</del>	におけるリハ	
			<del>ントが行われている場合には、リハビリテーションマネジメント</del>	ビリテーション	
			<del>加算の算定が可能である。</del>	マネジメント	
				加算及び個	
				<u>別リハビリテ</u>	
				<u>ーション実施</u>	
				加算関係)	
4	リハビリテ	短期入所療養介護事業所と通所リハビリ	加算を算定する利用者のリハビリテーション実施計画(それぞ	21.4.9	3
報	一ションマ	<del>テーション事業所がリハビリテーションマ</del>	れの事業所において作成される通所リハビリテーション計画の	介護保険最	H27
	ネジメント	ネジメントの観点から、利用者についての	中のリハビリテーション実施計画に相当する部分又は短期入所	新情報 vol.74	削除
酬	加算	情報共有をする場合の具体的な取り扱い	療養介護計画の中のリハビリテーションの提供に係る部分でも	平成 21 年 4	
		<del>如何。</del>	可)について相互に情報共有を行うものであること、また、それ	月改定関係 Q	
			ぞれの計画を、可能な限り、双方の事業所が協働して作成する	<u>&amp;A(通所リハ</u>	
			ことが必要である。ただし、必ずしも文書による情報共有を必要	ビリテーション	
			とするものではない。	におけるリハ	
			<del>なお、通所リハビリテーションのリハビリテーションマネジメント</del>	ビリテーション	
			における定期的なアセスメントとそれに基づく評価については、	マネジメント	
			短期入所療養介護事業所において提供されたリハビリテーショ	加算及び個	
			<del>ンの効果を勘案しつつ、適切に行っていただきたい。</del>	<u>別リハビリテ</u>	
				<u>ーション実施</u>	
				加算関係)	

	1	個別リハビ	「高次脳機能障害(失語症含む)」、「先天	指定通所リハビリテーション事業所の医師の診察内容及び運	21.4.9	4
	4	リテーショ	<del>性又は進行性の神経・筋疾患」について</del>	<del>排花処分がにファーンコンサネグの区前の必ぶらも次の速</del>   <del>動機能検査の結果を基に、リハビリテーションの提供に関わる</del>	介護保険最	H24
3	報	ン実施加	は、月8回以下の利用であっても、個別リ	<del>動機能恢复の結果と挙に、ケバビケケープョンの提供に関わる</del> <del>医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、看護職員</del>		削除
Ð	州	クスルル 算	ハビリテーション加算を算定できることとさ	又は介護職員等が協働して作成する通所リハビリテーション実	平成 21 年 4	和此
F	<b>-</b> /11	<del>开</del>	れたが、その他、どのような場合に個別リ		月改定関係 Q	
			<del>↑ビリテーション実施加算の算定が可能</del>	ルード   しょういう と、 はん	8A(通所リハ	
			となるのか。	サイト・フェンの 旋状が 可能 とめると 中間 された 物面 トーン いては、月 8 回以下の利用であっても、個別リハビリテーション	ビリテーション	
			<del>€~&amp;~\$∀≠≠*</del>	<del>をでは、カる凶妖での利力である。ただし、この場合であっても、</del>	におけるリハ	
				<del>スルルチジチをかり化せめる。ことし、この場合せのづても、</del> <del>個別リハビリテーション実施加算の算定要件を満たしていただ</del>	ビリテーション	
				<del>                                       </del>	マネジメント	
				│ <del>₹₩`₹₦`₩`</del> ₩	加算及び個	
					別リハビリテ	
					一ション実施	
					加算関係)	
	1	口腔機能	│ │口腔機能向上加算について、歯科医療と	   歯科医療を受診している場合の口腔機能向上加算の取扱いに	21.4.17	1
	4	向上加算	の重複の有無については、歯科医療機関	ついて、患者又はその家族に説明した上、歯科医療機関が患	21.5.17   介護保険最	'
3	報	门工加开	又は事業所のいずれにおいて判断する	者又は家族等に提供する管理計画書(歯科疾患管理料を算定		
Ð	驯		のか。	した場合)等に基づき、歯科医療を受診した月に係る介護報酬	平成 21 年 4	
-	<b>⊣</b> /'I		00/10 0	の請求時に、事業所において判断する。	月改定関係	
				の間が明に、事業がに650・と下間がある。	Q&A(vol2)	
	4		   栄養改善サービスに必要な同意には、利	   栄養改善サービスの開始などの際に、利用者又はその家族の	21.4.17	4
	-	加算	用者又はその家族の自署又は押印は必	同意を口頭で確認した場合には、栄養ケア計画などに係る記	介護保険最	
3	報	77H <del>2T</del>	ずしも必要ではないと考えるが如何。	録に利用者又はその家族が同意した旨を記載すればよく、利	新情報 vol.79	
1	駲		7 0 020 2 Clores C 17 C 0 10 7 H 1-1 0	用者又はその家族の自署又は押印は必須ではない。	平成 21 年 4	
-	-17 -1				月改定関係 Q	
					&A(vol2)	
	4	短期集中リ	認知症短期集中リハビリテーション実施	集中的なリハビリテーションの提供を目的とした加算であること	21.4.17	20
	-	ハビリテー	加算については、「1週に2日を標準」とあ	から、1週に2日実施する計画を作成することが必要である。た	介護保険最	H27
	报	ション実施	るが、1 週2 日の実施計画が作成されて	だし、当初、週に2目の計画を作成したにも関わらず、①やむを	新情報 vol.79	一部
₽	酬	加算	いる場合で、やむを得ない理由がある時	得ない理由によるもの(利用者の体調悪化で週に1日しか実施	平成 21 年 4	修正
		F - F	は、週1日でも算定可能か。	できない場合等)や、②自然災害・感染症の発生等により、事	月改定関係 Q	
					&A(vol2)	

			業所が一時的に体業する等のため、当初予定していたサービスの提供ができなくなった場合であれば、算定が認められる。		
4 報酬	短期集中リ ハビリテー ション実施 加算	認知症短期集中リハビリテーション実施 加算について、通所リハビリテーション事業所の医師が算定要件を満たしておらず、算定要件を満たす外部の医師が情報 提供を定期的に行った場合、算定は可能か。	算定できない。本来、通所リハビリテーション事業所がサービスを提供するに当たっては、通所リハビリテーション計画を作成する必要があり、その作成には、医師の参加が必要である。認知症短期集中リハビリテーションの提供に当たっても、通所リハビリテーション計画を作成する段階から、専門的な知識を有する医師により、計画上、当該リハビリテーションの必要性が位置づけられるものである。従って、外部の医師の情報提供のみでは、適切なリハビリテーションの提供可能とは考えがたいことから、算定要件を満たす事業所の医師が通所リハビリテーション計画の作成に参加し、同一の医師が、理学療法士等に指示を出す必要がある。ただし、算定要件を満たす医師については必ずしも常勤である必要はない。	21.4.17 介護保険最 新情報 vol.79 平成 21 年 4 月改定関係 Q &A(vol2)	21 H27 一部 修正
4 報 酬	短期集中リ ハビリテー ション実施 加算	1時間以上 2 時間未満の利用者が短期 集中リハビリテーション実施加算の対象と なる場合、1 時間以上 2 時間未満の算 定用件である個別リハビリテーションを 20 分以上実施し、さらに当該加算の算定要 件にある時間(20 分もしくは 40 分以上) を実施した場合に算定できるのか。	1時間以上2時間未満の通所リハビリにおいて短期集中リハビリテーション実施加算を合わせて算定する場合にあっては、短期集中リハの算定要件である個別リハの実施時間に、1-2時間の通所リハの算定要件である個別リハの提供時間が含まれるものとする。ただし、この場合であっても、週に2回以上リハビリテーションを実施する必要がある。なお、1時間以上2時間未満の利用者については、退院(所)目又は認定目から3ヶ月超に個別リハビリテーションを行った場合に算定できる「個別リハビリテーション実施加算」は算定できない。	21.4.17 介護保険最 新情報 vol.79 平成 21 年 4 月改定関係 Q &A(vol2)	22 H24 削除
4 報 酬	個別リハビ リテーショ ン実施加 算	退院(所)日又は認定日から3ヶ月を超える期間に個別リハビリテーション実施加算の算定にあたって、個別リハの実施時間についての要件はないのか。	従前の短期集中リハビリテーション実施加算(退院(所)日又は 認定日から起算して3月を超える期間に行われた場合)と同様 であるため、20分以上の個別リハの実施が必要である。	21.4.17 介護保険最 新情報 vol.79 平成 21 年 4 月改定関係 Q &A(vol.2)	23 H27 削除

_	⇟↛↛⇣↔⇛↴	サケ州国内で利田老立る物質について		01.4.17	0.4
4	若年性認	若年性認知症利用者受入加算について、	個別の担当者は、当該利用者の特性やニーズに応じたサービ	21.4.17	24
報	知症利用	個別の担当者は、担当利用者がサービス	ス提供を行う上で中心的な役割を果たすものであるが、当該利	介護保険最	
	者受入加	提供を受ける日に必ず出勤していなけれ	用者へのサービス提供時に必ずしも出勤している必要はない。	新情報 vol.79	
酬	算	ばならないのか。		平成 21 年 4	
				月改定関係 Q	
				<u>&amp;A(vol2)</u>	
4	リハビリテ	リハビリテーションマネジメント加算を算定	リハビリテーションマネジメント加算の算定の有無にかかわら	21.4.17	25
報	一ションマ	しない場合は、個別リハビリテーションを	ず、利用者の状態に応じて、個別リハビリテーションも含め、適	介護保険最	H27
	ネジメント	<del>一切実施しないこととして良いか。</del>	<del>切にリハビリテーションを行う必要がある。</del>	新情報 vol.79	削除
酬	加算			平成 21 年 4	
				月改定関係 Q	
				&A(vol2)	
4	リハビリテ	週2回・月8回利用の利用者に対し、週1	<del>リハビリテーションマネジメント加算の算定については、月8回</del>	21.4.17	26
-	一ションマ	回しか20分以上の個別リハを提供できな	<del>以上の利用を要件としているところであるが、リハビリテーショ</del>	介護保険最	H24
報	ネジメント	<del>い。この場合、リハビリテーションマネジメ</del>	シマネジメント加算のみでの算定を可能としており、必ずしも個	新情報 vol.79	削除
酬	加算•個別	ント加算も個別リハビリテーション実施加	<del>別リハビリテーション実施加算との併算定を求めるものでもな</del>	平成 21 年 4	
	リハビリテ	<del>算も算定できないのか。</del>	い。従って、ご質問の利用形態については、リハビリテーション	月改定関係 Q	
	ーション実		マネジメント加算を算定した上で、個別リハビリテーションの提	&A(vol2)	
	施加算		<del>供回数に応じ、個別リハビリテーション実施加算を算定いただ</del>		
			けるものである。		
4	個別リハビ	平成21年4月9日発出Q&A問4につい	平成21年4月9日発出Q&A問4の主旨は、身体所見や各種	21.4.17	27
-	リテーショ	て、「リハビリテーションの提供に関わる医	検査結果等から、多職種協働で作成された通所リハビリテーシ	介護保険最	
報	ン実施加	師、理学療法士、作業療法士若しくは言	ョン実施計画において、週1回程度の通所であっても効果的な	新情報 vol.79	
酬	算	語聴覚士、看護職員又は介護職員等が	リハビリテーションの提供が可能であると判断された場合につ	平成 21 年 4	
		協働して作成する通所リハビリテーション	いては、週1回程度の利用があった場合に、個別リハビリテー	月改定関係 Q	
		実施計画において、概ね週1回程度の通	ション実施加算の算定が可能である。	&A(vol2)	
		所であっても効果的なリハビリテーション			
		の提供が可能であると判断された場合に			
		ついては、月8回以下の利用であっても、			
		個別リハビリテーション実施加算の算定			
		が可能である」とあるが、高次脳機能障害			
		や先天性又は進行性の神経・筋疾患の			
				l .	

利用者以外であっても、月1回の利用で 個別リハビリテーション実施加算が算定 できるということでよいか。		

			<u></u>		
4	リハビリテ	<del>通所リハビリテーションのリハビリテーショ</del>	通所リハビリテーションについては、原則として、一つの事業所	21.4.17	28
報	一ションマ	シマネジメント加算と退院(所)日又は認	でリハビリテーションが提供されることが想定される。ただし、事	介護保険最	H24
	ネジメント	定日から3ヶ月を超える期間に算定する	業所ごとの提供可能なサービスの種類によって、単一の事業	新情報 vol.79	削除
酬	加算•個別	個別リハビリテーション実施加算につい	所で利用者が必要とするリハビリテーションの全てを提供でき	平成 21 年 4	
	リハビリテ	て、複数事業所でサービスを提供すると	ない場合、複数の事業所で提供されることも可能である。例え	月改定関係 Q	
	ーション実	き、どのように算定をすることが可能か。	ば、脳血管疾患発症後であって、片麻痺と失語を認める利用者	&A(vol2)	
	施加算		<del>に対し、A 事業所がリハビリテーションを提供することとなった</del>		
			が、A 事業所には言語聴覚士が配置されていないため、失語		
			に対するリハビリテーションは B 事業所で提供されるというケー		
			<del>スが考えられる。</del>		
			その場合、リハビリテーションマネジメント加算と個別リハビリテ		
			<del>ーション実施加算の算定については、以下のようなパターンが</del>		
			考えられる。		
			① A 事業所で月8回以上(13回以下)、B 事業所で月8回以		
			<del>上(13回以下)利用していた場合</del>		
			<del>→ それぞれの事業所でリハビリテーションマネジメント加算が</del>		
			<del>算定可能であり、個別リハビリテーションの実施状況に応じて、</del>		
			個別リハビリテーション実施加算が算定可能		
			② A 事業所で月4回(概ね週1回)、B 事業所で月4回(概ね週		
			<del>1回)利用していた場合</del>		
			→ 身体所見や各種検査結果等から、多職種協働で作成され		
			<del>た通所リハビリテーション実施計画において、週1回程度の通</del>		
			所であっても効果的なリハビリテーションの提供が可能であると		
			判断された場合については、それぞれの事業所で個別リハビリ		
			<del>テーション実施加算が算定可能</del>		
			③ A 事業所で月8回以上(13回以下)、B 事業所では月4回		
			<del>利用していた場合</del>		
			→ A 事業所ではリハビリテーションマネジメント加算が算定可		
			<del>能であり、個別リハビリテーションの実施状況に応じて、個別リ</del>		
			<del>ハビリテーション実施加算の算定も可能であるが、B 事業所で</del>		
			は、身体所見や各種検査結果等から、多職種協働で作成され		
			た通所リハビリテーション実施計画において、週1回程度の通		

所であっても効果的なリハビリテーションの提供が 判断された場合について個別リハビリテーション 定可能	

	4	認知症短	認知症短期集中リハビリテーション実施	認知症短期集中リハビリテーション実施中又は終了後3ヶ月に	21.4.17	42
	報	期集中リハ	中又は終了後3ヶ月に満たない期間に、	満たない期間に、脳血管疾患等の認知機能低下を来す中枢神	介護保険最	
		ビリテーシ	脳血管疾患等の認知機能に直接影響を	経疾患を発症、その急性期に治療のために入院し、治療終了	新情報 vol.79	
	酬	ョン実施加	与える疾患を来たし、その急性期の治療	後も入院の原因となった疾患の発症前と比し認知機能が悪化	平成 21 年 4	
		算	のために入院となった場合の退院後の取	しており、認知症短期集中リハビリテーションの必要性が認め	月改定関係 Q	
			扱い如何。	られる場合に限り、入院前に利用していたサービス、事業所に	&A(vol2)	
				関わらず、介護老人保健施設、介護療養型医療施設において		
				は入所(院)した日から起算して新たに3月、通所リハビリテー		
				ションにおいては利用開始日から起算して新たに3 月以内に		
				限り算定できる。		
	4	若年性認	若年性認知症利用者受入加算について、	本加算は65歳の誕生日の前々日までは対象であり、月単位	21.4.17	43
	•	知症利用	介護予防通所介護や介護予防通所リハ	の報酬が設定されている介護予防通所介護と介護予防通所リ	介護保険最	
	報	者受入加	ビリテーションのように月単位の報酬が設	ハビリテーションについては65歳の誕生日の前々日が含まれ	新情報 vol.79	
	酬	算	定されている場合、65歳の誕生日の	る月は月単位の加算が算定可能である。	平成 21 年 4	
			前々日が含まれる月はどのように取り扱	ただし、当該月において65歳の誕生日の前々日までにサービ	月改定関係 Q	
			うのか。	ス利用の実績がない場合は算定できない。	&A(vol2)	
Ī	4	リハビリテ	新規利用者について通所リハビリテーショ	通所リハビリテーションの利用初日の1月前から利用前日に利	24.3.16	74
	±0	ーションマ	ンの利用開始日前に利用者の居宅を訪	用者の居宅を訪問した場合であって、訪問日から利用開始日	介護保険最	H27
	報	ネジメント	問した場合は、リハビリテーションマネジメ	までの間に利用者の状態と居宅の状況に変化がなければ、リ	新 情 報	一部
	酬	加算	ント加算の算定要件を満たすのか。	ハビリテーションマネジメント加算の算定要件である利用者の	Vol.267	修正
				<del>居宅への訪問を行ったこととしてよい。</del>	H24 年度報酬	
					改定 Q&A	
					Vol.1	
Ī	4	リハビリテ	医師又は医師の指示を受けた理学療法	<del>算定できる。なお、医師又は医師の指示を受けた理学療法士</del>	24.3.16	75
	•	一ションマ	士等が利用者の居宅を訪問し、診察、運	等が利用者の居宅を訪問し、診察、運動機能検査、作業能力	介護保険最	H27
	報	ネジメント	動機能検査、作業能力検査等を行った場	検査等を行った場合の加算と訪問リハビリテーション費を同時	新 情 報	削除
	酬	加算	合の加算と、リハビリテーションマネジメン	<del>に算定することはできない。</del>	Vol.267	
			ト加算は同時に算定できるのか。		H24 年度報酬	
					改定 Q&A	
					Vol.1	
_						

4	リハビリテ	全ての新規利用者について利用者の居	当該加算は利用者ごとに算定する加算であるため、通所開始	24.3.16	78
-	ーションマ	宅を訪問していないとリハビリテーション	日から起算して1月以内に居宅を訪問した利用者について算	介護保険最	H27
報	ネジメント	マネジメント加算は算定できないのか。	定可能である。	新情報	一部
酬	加算	V   V   V   MASTIONSTICE CC 0.0 07 0	2 1118 (33 %)	Vol.267	修正
	70.01			H24 年度報酬	
				改定 Q&A	
				Vol.1	
4	リハビリテ	通所リハビリテーションの利用開始後、1	<del>算定できない。ただし、通所開始目から起算して1月以内に利</del>	24.3.16	79
-	一ションマ	<del>月以内に居宅を訪問しなかった利用者に</del>	用者の居宅への訪問を予定していたが、利用者の体調不良な	介護保険最	H27
報	ネジメント	ついては、以後、リハビリテーションマネジ	どのやむを得ない事情により居宅を訪問できなかった場合につ	新 情 報	一部
酬	加算	メント加算は算定できないのか。	いては、通所開始日から起算して1月以降であっても、体調不	Vol.267	修正
			良等の改善後に速やかに利用者の居宅を訪問すれば、リハビ	H24 年度報酬	
			<del>リテーションマネジメント加算を算定できる。</del>	改定 Q&A	
				<u>Vol.1</u>	
4	リハビリテ	月4回以上通所リハビリテーションを行っ	月4回以上の通所リハビリテーションを行うことが必要である。	24.3.16	80
報	一ションマ	ている場合に算定とあるが、週1回以上	※平成21年Q&A(vol. 1)(平成21年3月23日)問56は削	介護保険最	H27
	ネジメント	通所リハビリテーションを行っている場合	<del>除する。</del>	新 情 報	削除
酬	加算	<del>と解釈してもよいのか。</del>		Vol.267	
				<u>H24 年度報酬</u>	
				改定 Q&A	
				Vol.1	
4	リハビリテ	自然災害や感染症の発生などにより事業	リハビリテーションマネジメント加算の算定に当たっては、正当	24.3.16	81
報	ーションマ	所が一時的に休業し、当初月4回の通所	な理由があれば、算定要件に適合しない場合であっても算定で	介護保険最	H27
	ネジメント	を予定していた利用者へサービスが提供	きる。具体的には、算定要件に適合しない場合であっても、①	新 情 報	削除
酬	加算	できなくなった場合も、リハビリテーション	やむを得ない理由による場合(ケアプラン上は月4回であるが、	Vol.267	
		<del>マネジメント加算は算定できないのか。</del>	利用者の体調悪化で4回受けることができない場合等)、②自	H24 年度報酬	
			然災害や感染症の発生等により、事業所が一時的に休業等す	改定 Q&A_	
			るため、当初ケアプラン上予定していたサービスの提供ができ	<u>Vol.1</u>	
			なくなった場合であれば、算定が認められる。		
			※平成21年Q&A(通所リハビリテーションにおけるリハビリテ		
			<del>ーションマネジメント加算及び個別リハビリテーション実施加算</del>		
			関係)(平成21年4月9日)問1は削除する。		

4	リハビリテ	通所リハビリテーションにおいて提供され	リハビリテーションマネジメント加算の算定に当たっては、一事	24.3.16	82
-	一ションマ	ているリハビリテーションの回数と通所リ	業所において月4回の通所リハビリテーションサービスの利用		H27
報	ネジメント	ハビリテーション以外において提供されて	を要件としているところ。ただし、短期入所療養介護事業所によ	新情報	削除
酬	加算	いるリハビリテーションの回数を合算し	り個別リハビリテーションが提供される場合であって、通所リハ	Vol.267	
		て、月4回を満たす場合には、リハビリテ	ビリテーション事業所におけるリハビリテーションの提供回数と	H24 年度報酬	
		<del>ーションマネジメント加算を算定すること</del>	短期入所療養介護事業所におけるリハビリテーションの提供回	改定 Q&A	
		<del>は可能か。</del>	数の合計が月4回以上であり、かつ、事業所間で利用者につい	Vol.1	
			ての情報が共有されて、一体としてリハビリテーションマネジメ		
			ントが行われている場合には、リハビリテーションマネジメント		
			<del>加算の算定が可能である。</del>		
			※平成21年Q&A(通所リハビリテーションにおけるリハビリテ		
			<del>ーションマネジメント加算及び個別リハビリテーション実施加算</del>		
			関係)(平成21年4月9日)問2は削除する。		
4	リハビリテ	介護予防通所リハビリテーションを利用し	そのとおり。ただし、平成24年3月31日以前に介護予防通所リ	24.3.30	14
報	一ションマ	ていた利用者が、新たに要介護認定を受	ハビリテーションを利用していた利用者については必ずしも行	介護保険最	
	ネジメント	け、介護予防通所リハビリテーションを実	わなくてもよい。	新 情 報	
酬	加算	施していた事業所と同一の事業所におい		Vol.273	
		て通所リハビリテーションを利用開始し、		H24 年度報酬	
		リハビリテーションマネジメント加算を算定		<u>改定 Q&amp;A</u>	
		する場合に、利用者の居宅への訪問を行		Vol.2	
		う必要があるのか。			
4	個別リハビ	「高次脳機能障害(失語症含む)」、「先天	通所リハビリテーション事業所の医師の診察内容及び運動機	24.3.16	83
報	リテーショ	性又は進行性の神経・筋疾患」について	能検査の結果を基に、リハビリテーションの提供に関わる医	71 12 17 17	H27
	ン	は、月4回以下の利用であっても、個別リ	師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、看護職員又	110	削除
酬		ハビリテーション加算を算定できることとさ	は介護職員等が協働して作成する通所リハビリテーション実施	Vol.267	
		れたが、その他、どのような場合に個別リ	計画において、効果的なリハビリテーションの提供が可能であ	1 12 1111	
		<del>ハビリテーション実施加算の算定が可能</del>	ると判断された場合については、月4回以下の利用であって	改定 Q&A	
		となるのか。	も、個別リハビリテーション実施加算の算定が可能である。ただ	<u>Vol.1</u>	
			し、この場合であっても、個別リハビリテーション実施加算の算		
			<del>定要件を満たす必要がある。</del>		
			※平成21年Q&A(通所リハビリテーションにおけるリハビリテ		
			<del>ーションマネジメント加算及び個別リハビリテーション実施加算</del>		

				関係)(平成21年4月9日)間4は削除する。		
4	個別リ	ハビ	通所リハビリテーションのリハビリテーショ	通所リハビリテーションは、原則として、一つの事業所でリハビ	24.3.16	84
_	11= 3	ノョ	ンマネジメント加算と個別リハビリテーショ	リテーションを提供するものである。ただし、事業所ごとに提供	介護保険最	H27
幸	マーシー		ン実施加算について、複数事業所でサー	可能なサービスの種類が異なり単一の事業所で利用者が必要	新 情 報	削除
酎	H		ビスを提供するとき、どのように算定をす	とするリハビリテーションの全てを提供できない場合、複数の事	Vol.267	
			<del>るのか。</del>	業所で提供することも可能である。例えば、脳血管疾患発症後	H24 年度報酬	
				であって、片麻痺と失語を認める利用者に対し、一つの事業所	改定 Q&A	
				がリハビリテーションを提供することとなったが、この事業所に	Vol.1	
				は言語聴覚士が配置されていないため、失語に対するリハビリ		
				テーションは別の事業所で提供されるというケースが考えられ		
				<del>る。</del>		
				この場合、リハビリテーションマネジメント加算と個別リハビリテ		
				ーション実施加算の算定については、A事業所で月4回以上(1		
				3回以下)、別の事業所で月4回以上(13回以下)利用していた		
				場合、それぞれの事業所でリハビリテーションマネジメント加算		
				<del>が算定可能であり、個別リハビリテーションの実施状況に応じ</del>		
				て、個別リハビリテーション実施加算が算定可能である。		
				<u>※平成21年Q&amp;A(vol. 2)(平成21年4月17日)問28は削</u>		
				<del>除する。</del>		
4			6時間以上8時間未満の単位のみを設定	適切なケアマネジメントに基づき利用者にとって4時間以上6時	24.3.16	87
軒	リテーシ		している通所リハビリテーション事業所に	間未満のサービス提供が必要な場合であれば算定することが	介護保険最	
		要	おいて、利用者の希望により、4時間以上	できる。	新情報	
一動	M 時間		6時間未満のサービスを提供し、4時間以	※平成15年Q&A(vol. 1)(平成15年5月30日)通所リハビリ	Vol.267	
			上6時間未満の通所リハビリテーション費	テーションのQ1は削除。	H24 年度報酬	
			を算定することができるのか。	(削除)次のQ&Aを削除する。	改定 Q&A	
				1 平成21年Q&A(vol. 1)(平成21年3月23日)問55	<u>Vol.1</u>	
				2 平成21年Q&A(vol. 2)(平成21年4月17日)問22、問2		
_	ケニサロ生	<del></del>	お答りから1 日い市に左型をホリンジリ	6 短期集中リッピリニーション・実施加賀の質史亜州でも240八円	04.0.00	15
4			起算日から1 月以内に短期集中リハビリー ション・実体加管 ト伊別リハビリー・ション・	短期集中リハビリテーション実施加算の算定要件である40分以	24.3.30	15
幸	。 │ ハビリョ │ 加算・個		テーション実施加算と個別リハビリテーション実施加算を同時に算定する場合、短	上の個別リハビリテーションを実施することにより、同時に2回    分の個別リハビリテーション実施加算を算定する要件を満たす	介 護 保 険 最 新 情 報	
一動	ᅟᅟᅟᅟᅟᄱᅟᅲᅟᆘ					
H)	1 リハビ!	ノ夫	期集中リハビリテーション実施加算の算	こととなる。	Vol.273	

	施加算	定要件である1週につき概ね2回以上、1回当たり40分以上の個別リハビリテーションを実施した上で、さらに個別リハビリテーション実施加算の算定要件である20分以上の個別リハビリテーションを実施しなければ個別リハビリテーション実施加算は算定できないのか。		H24 年度報酬 改定 Q&A Vol.2	
4 報 酬	選択的サービス複数実施加算	利用者に対し、選択的サービスを週1回以上、かつ、いずれかの選択的サービスは1月に2回以上行うことされているが、同一日内に複数の選択的サービスを行っても算定できるのか。	算定できる。	24.3.16 介護保険最新情報 Vol.267 H24年度報酬改定Q&A Vol.1	129
4 報酬	選択的サービス複数実施加算	利用者に対し、選択的サービスを週1回以上、かつ、いずれかの選択的サービスは1月に2回以上行うこととされているが、次の場合は、どのように取り扱うのか。 (1) 利用者が通所を休む等により、週1回以上実施できなかった場合。 (2) 利用者が通所を休む等により、いずれの選択的サービスも月に1回しか実施できなかった場合。 (3) 利用日が隔週で、利用回数が月2回の利用者に対し、かつ、同一日内に複数の選択的サービスを実施し、かつ、同一日内に複数の選択的サービスを実施した場合。 (4) 月の第3週目から通所サービスを利用することとなった新規の利用者に対し、第3週目と第4週目に選択的サービスを実施し、そのうち1回は、同一日内に複数	・ (1)、(3)、(4)は、週1回以上実施できていないこと ・ (2)は、いずれかの選択的サービスを月2回以上実施できていないこと から、いずれの場合も当該加算は算定できない。この場合にあっては、提供した選択的サービスの加算をそれぞれ算定できる。	24.3.16 介護保険最新情報 Vol.267 <u>H24 年度報酬改定Q&amp;A</u> Vol.1	130

		の選択的サービスを実施した場合。			
4	栄養改善	栄養改善加算及び口腔機能向上加算	サービス開始から概ね3月後の評価において、解決すべき課	24.3.16	131
#C	加算•口腔	は、サービスの提供開始から3月後に改	題が解決されていない場合であって、当該サービスを継続する	介護保険最	
報	機能向上	善評価を行った後は算定できないのか。	必要性が認められる場合は、3月以降も算定できる。	新 情 報	
酬	加算		なお、サービスを継続する場合であっても、アセスメント、計	Vol.267	
			画作成、評価の手順に従って実施する必要があるが、課題解	H24 年度報酬	
			決に向けて効果が得られるよう、実施方法及び実施内容を見	改 定 Q&A	
			直す必要がある。	<u>Vol.1</u>	
4	同一建物	通所サービス事業所と同一建物に居住す	(1)及び(2)は、要支援状態区分に応じた送迎に係る減算の単位	24.3.16	132
報	居住者又	る利用者が、次に該当する場合は、基本	数を基本サービス費	介護保険最	H27
	は同一建	サービス費を日割りして算定することとな	<del>から減算する。</del>	新 情 報	一部
酬	物から利	るが、送迎に係る減算はどのように算定	(3)は、変更前の要支援状態区分に応じた送迎に係る単位数を	Vol.267	訂正
	用する者に	<del>するのか。</del>	<del>減算する。</del>	H24 年度報酬	
	介護予防	(1) 月途中で要支援から要介護(又は要	ただし、(1)及び(2)において、減算によりマイナスが生じる場合	改 定 Q&A	
	通所サー	<del>介護から要支援)に変更した場合</del>	は、基本サービス費がゼロとなるまで減算する。	<u>Vol.1</u>	
	ビスを行う	(2) 月途中で同一建物から転居し、事業	(例)要支援2の利用者が、介護予防通所介護を1回利用した		
	場合の減	所を変更した場合	<del>後、</del>		
	算	(3) 月途中で要支援状態区分が変更した	<del>(1)月の5日目に要介護1に変更した場合</del>		
		場合	<del>(2)月の5日目に転居した場合</del>		
			1日 2日 3日 4日 5日		
			   <del>通所利用   (1)要介護1に区分変更</del>		
			( <u>2</u> )契約解除·転居		
			│ │ <del>要支援2の基本サービス費×(5/30.4)目ー(要支援2の送迎</del>		
			<del>減算752単位)</del>		
			—— = △62単位→0単位とする。		
			   <del>※ 平成18年Q&amp;A(vol.1)(平成18年3月22日)問17は削除す</del>		
			<del>次 十波10年QQ/((VOI.1/(十波10年3/)22日/旧月//は門原り</del> る。		
4	事業所規	事業所規模による区分について、前年度	以下の手順・方法に従って算出すること。	24.3.30	10
	模区分	の1月あたりの平均利用延人員数により	① 各月(暦月)ごとに利用延人員数を算出する。		

報 酬		算定すべき通所サービス費を区分しているが、具体的な計算方法如何。	② 毎日事業を実施した月においては、当該月の利用延人員数にのみ七分の六を乗じる(小数点第三位を四捨五入)。 ③ ②で算出した各月(暦月)ごとの利用延人員数を合算する。 ④ ③で合算した利用延人員数を、通所サービス費を算定している月数で割る。 ※ ②を除き、計算の過程で発生した小数点の端数処理は行わないこと。	介護保険最新 情 報 Vol.273 <u>H24年度報酬</u> 改定 Q&A Vol.2	
4 報 酬	短期集中リハビリ実施加算・個別リハビリ実施加算	短期集中リハビリテーション実施加算を算定している場合であって、短期集中リハビリテーション実施加算の起算日から3月を超える日が属する月における個別リハビリテーション実施加算の取扱いはどのようになるのか。	[具体例]6月から10月まで毎日営業した事業所の利用延人員数の合計 → 利用延べ人数(4月~2月)…3313.03人 平均利用延人員数=3313.03人÷11ヶ月=301.184…人 「当該月の開始日から短期集中リハビリテーション実施加算の起算日から3月を超える日までの間」は実施した回数の個別リハビリテーション実施加算を算定することとし、「短期集中リハビリテーション実施加算の起算日から3月を超える日から月の末日までの間」は、その間において13回を限度として個別リハビリテーション実施加算を算定する。	24.3.30 介護保険最新情報 Vol.273 H24年度報酬 改定 Q&A Vol.2	16